

## 令和8年3月定例教育委員会会議録

令和8年塩尻市教育委員会3月定例教育委員会が、令和8年3月19日、午後1時30分、塩尻総合文化センター2階大会議室に招集された。

### 会 議 日 程

#### 1 開 会

#### 2 前回会議録の承認

#### 3 教育長報告

- 報告第1号 主な行事等報告について
- 報告第2号 4月の行事予定等について
- 報告第3号 後援・共催について
- 報告第4号 市議会3月定例会報告
- 報告第5号 令和8年度塩尻市立学校の休業日に係る専決について
- 報告第6号 教育委員会事務局4月1日付人事異動について

#### 4 議 事

- 議事第1号 第4次塩尻市子ども読書活動推進計画の策定について
- 議事第2号 塩尻市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- 議事第3号 塩尻市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則
- 議事第4号 学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
- 議事第5号 塩尻市立学校職員服務規程の一部改正（育児休業関係）
- 議事第6号 塩尻市立学校職員服務規程の一部改正（自己啓発休業）
- 議事第7号 塩尻市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 議事第8号 塩尻市中学校部活動地域移行等協議会設置要綱の一部改正
- 議事第9号 塩尻市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則
- 議事第10号 塩尻市学校給食費相当額給付金交付要綱
- 議事第11号 学校職員の指導上の措置〈非公開〉
- 議事第12号 塩尻市体育施設管理規則の一部を改正する規則

#### 5 その他

- その他第1号 教育委員会関係塩尻市例規改正（案）について〈期間限定非公開〉

#### 6 閉 会

#### ○ 出席委員

教育長	佐 倉	俊	教育長職務代理者	碓 井 邦 雄
委 員	甕	剛	委 員	八 島 思 保
委 員	小 松 裕 美			

○ 説明のため出席した者

こども教育部長	百 瀬 一 典	交流文化部長	上 條 史 生
こども教育部次長 (こども未来課長)	竹 中 康 成	交流文化部次長 (社会教育スポーツ課長)	上 村 英 文
学校教育課長	上 條 崇	平出博物館長	小 松 学
教育施設課長	五 味 克 敏	市民交流センタ 一長(図書館長)	矢 澤 昭 義
保育課長	塩 原 清 彦	文化財課長	古 畑 比 出 夫
主任学校教育指導 員	小 林 順 一	児童生徒支援係	岩 垂 寛 樹

○ 事務局出席者

教育企画係長 浅 川 忠 幸

1 開会

**佐倉教育長** 皆様、こんにちは。今年度最後となる定例教育委員会になります。昨年度のこと  
でいけないですが、昨年度の中学校の卒業式は大雪となりました。朝から地域の皆様、PT  
Aの皆様には雪かきをしていただいたおかげで、何とか卒業式を行うことができ、感謝の気持  
ちでいっぱいになったことを思い出します。

昨日の中学校の卒業式、一昨日の小学校の卒業式は昨年度とは違い、春の訪れを感じる穏  
やかな日となりました。子どもたちは、地域の皆様、保護者の皆様に見守られ、感謝の気持  
ちをもって立派に卒業していきました。別れと出会いの春です。

本日、上條部長と上村課長は別の会議のため、少し遅れて参りますが、定刻となりました  
ので、ただいまから3月の定例教育委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

2 前回会議録の承認

**佐倉教育長** それでは、次第に従いまして、2番、前回会議録の承認について、事務局からお  
願います。

**浅川教育企画係長** 前回2月定例教育委員会の会議録につきましては、既に御確認をいただい  
ております。本会議終了後に御署名をいただきますので、よろしくお願いいたします。以上  
です。

**佐倉教育長** よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

**佐倉教育長** それでは、そのようにお願いいたします。

3 教育長報告

**佐倉教育長** 3番、教育長報告に入ります。私からは2点報告をさせていただきます。

1点目ですが、塩尻市中央公民館であります。報道で御存じの皆さんも多いかと思えます。文部科学大臣表彰の第78回優良公民館表彰を受賞し、優秀館に選ばれました。全国60館が今回表彰されましたが、最優秀館1館、優秀館5館のうち、塩尻市中央公民館が優秀館に選ばれたということです。

塩尻市中央公民館のキャッチフレーズですが、地域をつなげ、楽しくつながる公民館を目指してということで、夏休み期間中の子どもたちに学びの場を提供するサマースクール公民館、また、コミュニティ・スクールと公民館が連携して取り組むコムスク公民館フェスタ、さらに、公民館に気軽に来てもらうことを目的に開催する「ゆる活」「公民館でおひるごはん」などが評価されたものです。成果として上げられていることが、公民館が誰でも気軽に来られる、活動に参加できる場として一歩前進し、中学生、高校生、また20代から40代など、以前はあまり参加がなかった年代の参加も増加してきたことなどが挙げられています。

地区公民館では、皆様御存じのとおり、学びの広場など、長期休業中の子どもたちの居場所づくりにも取り組んでいただいています。これからも社会教育等、学校教育との連携、協働の中から、様々なことを創造していきたいと思えます。総合文化センター入り口に、表彰状と盾を展示してありますので、また御覧いただければ幸いです。

2点目です。先ほども冒頭の挨拶でお話ししましたが、一昨日、昨日と市内小中学校において、令和7年度卒業証書授与式が、厳粛な中、挙行されました。私は、洗馬小学校、楢川小中学校の卒業式に参列しましたが、もう1つ別の卒業式に今回参列しまして、それは2月26日に塩尻ロマン大学の卒業式。私は学長を務めていまして、学長として初めて臨みました。今回卒業したのは、第25期生といわれるシニアの皆さんで、35人。多分野の学びと仲間の輪を広げて2年間の課程を修了しての卒業式でした。

私は初めての経験だったのですが、卒業証書授与の場面を少しお話ししますと、運営委員の方が、一人一人の呼名を小中学校と同じようにしまして、卒業生は「はい」と、シニアの方ですが、本当に凜とした姿で大きな返事をされて、起立し、班ごと代表の方が私からの卒業証書を受け取っていただくという形で進みました。その2年間の中でも皆勤賞を受賞された方への皆勤賞贈呈とか、私と百瀬市長の式辞、卒業生代表の方から2年間を振り返った謝辞という形で進んでいきました。私も今まで教員として毎年卒業式を経験してきましたが、塩尻ロマン大学の卒業式で、シニアの皆さんの本当に凜とした姿を見て、また、最後は、運営事務局に花束を渡して感謝の気持ちを伝えていただく、そんな姿も見まして、改めて卒業式という節目は、どんな場面でも、どんな年代でも大事だな、いいなと感じたところです。

そして、これも私は初めてだったのですが、一番感動したのが、市内のコーラスグループで「レザンフレンズ」という合唱に取り組まれている皆さんから、卒業生に贈る歌がありました。その歌声がとてもすばらしくて、歌った歌の選曲もとてもよかったです。一つは「マイ・ウェイ」、一つは竹内まりやさんの「いのちの歌」の合唱で、「マイ・ウェイ」は皆さん御存じのとおり、「信じたこの道を私は行くだけ すべては心の決めたままに」というフレーズをいい歌声で歌っていただいたりとか。「いのちの歌」は、これも子どもたちの道徳でもよく扱う歌ですが、「生まれてきたこと 育ててもらえたこと 出会ったこと 笑ったこと そのすべてにありがとう この命にありがとう」というフレーズを聴いて、重厚な響きとともに、シニアの方の歌声でぐっときて、やはり卒業式の歌声というのは感動するなと改めて思いました。

そう思って昨日、また、一昨日の市内の小中学校にも参列させていただいて、恐らく皆様にも出ていただいたこの式場にも、いつまでも心に残る卒業生の歌声が響いたのではないかと思います。

洗馬小学校では別れの歌として、在校生から、最近よく在校生が歌うのですが、「明日へつなぐもの」という本当にいい歌詞で、洗馬小では在校生が一生懸命歌っていました。卒業生からは、「ひらり」という歌があるのですが、これも思いを乗せて、非常にいい歌声で歌っていたのを感じました。

檜川小中学校ですけれども、今年の卒業生は9名でした。いわゆる他校でいう中学生、9年生ですが、答辞に引き続き9名が、9名なので指揮は学級担任の先生が最後の指揮を、思いを込めてされていて、これも卒業式の定番になりつつある「3月9日」の歌を、思いを込めて歌っていました。

檜川小中学校でないとできないなと思った場面が、最後は1年生から卒業する9年生が、さらに職員も加えて全校合唱でした。そこで「旅立ちの日に」を歌っていくという場面で、1・2年生は小さい体全体で精いっぱい歌い、そこに今度は、8年生、9年生になると変声していますので、混声になってくる。そこに職員の歌声も入るということで、こういった全校合唱は檜川小中学校でしかできない合唱だなと思い、心を動かされた場面でありました。

各校に響いた歌声がきっとあったかだと思います。いつまでも、どこの学校でも大事にしてほしいなど、そんなことを卒業式に感じました。

来週には卒園式があります。卒園・卒業する子どもたちは、園・学校での思い出や新たな地での希望を胸に巣立っていきます。全ての子どもたちを常に真ん中に置いて、この1年間、御尽力いただきました教育委員の皆様、また教育委員会事務局の皆様、現場の教職員の皆様に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

私からの報告は以上です。それでは、委員の皆様から、それぞれ参加されました行事、また事業などについてお気づきの点がありましたら、御発言をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**碓井教育長職務代理者** それでは、私から2点お願いしたいと思います。

1点目は、今、教育長からも報告があったわけですが、公民館に関することについてであります。市の中央公民館が、教育長おっしゃられたように、文部科学大臣表彰されたということで、御受賞、大変おめでとうございました。新聞には、幅広い世代に向けた取組が評価されたと出ていたかと思えます。

私も、その取組の一つのサマースクール公民館を、ここのところずっと参観させていただいているのですが、最近は講座がますます充実して、参加者も広がっている感じを受けていて、この取組は、夏休みの子どもの居場所の一つとして欠かせないものになってきているのではないかと、そんなことを思っております。

それから、地区公民館については、2月の発表会で、北小野の地区公民館の主事から、地域の取組について発表があったわけですが、地域に対する熱い思いを聞いてよかった、感激したというお話を、会場で私にしてくれた方がおられました。

また、私の地元の高出公民館では、春の子ども学習会が、今日から3日間の予定で開催されることになっております。今朝も顔を出してきたのですが、大勢の子どもたちが来ていました。私もボランティアとして関わらせていただく予定です。

今、私の承知している範囲で少し触れさせていただきましたけれども、様々な取組を展開している市の公民館が全国的に評価されて、本当によかったと思います。今後とも、公民館活動のますますの充実、発展を御期待申し上げたいと思います。

それから、2点目は、これも教育長から報告にあったのですが、令和7年度の卒業式についてであります。私は、桔梗小学校、広陵中学校の卒業式に出席させていただきました。どちらの学校も落ち着いた雰囲気の中で、心温まる式が行われました。特に今年の小学校の卒業生は、コロナ禍の中での入学ということで、なかなか厳しい環境で小学校生活をスタートしたわけですが、この日を迎え、保護者の方をはじめ、関係の皆様は感慨もひとしおだったのではないかと感じさせていただきました。

卒業生の皆さんは、これで母校を巣立つわけですが、小学校6年間また中学校3年間のそれぞれの学びや思い出を胸に、次のステージでの自己実現を目指すとともに、その社会の一員として頑張ってもらえることを願っております。

桔梗小学校の卒業式で、今までと少し違う感じを受けた点がありました。それは、中学進学指定校である広陵中学校の制服以外の制服を着ているお子さんが増えたなということでもあります。時代といえば時代なのかもしれませんが、そのような点が印象に残りました。以上です。

**佐倉教育長** ありがとうございます。続いていかがでしょうか。

**八島委員** 私からも卒業式のことを報告させていただきます。私は、吉田小学校と丘中学校に参列させていただきました。皆さんの感想にもありましたが、私も率直に胸を打たれ、今年は感動がひとしおであり、例年にないほどすてきな式でありました。

中学校での卒業式に、卒業生代表挨拶で「私の中にはありがとうがあふれて止まりません」と、声を震わせながら、言葉を詰まらせながら語ったあいさつに、会場全体が涙、涙で、在校生も卒業生も、もちろん保護者の方も教職員の方も、皆さん涙を流しながら、挨拶に引き込まれました。打算がなく、偽りがなく、子どものまっすぐな感情は本当に感動しますね。とてもよい式典でした。

小学校において、少し気がかりに感じた点は、対面式卒業式は、多様な感覚を持った子どもの心理を考えると、保護者への配慮もあるかと思いますが、大勢の目に触れる緊張感は、子どもにとって、過度なストレスとなりうることもあるため、折り合いを付けながら、様々な子どもたちが、良い高揚感となれる式づくりの配慮も必要なのかなと思いました。

続いて、3月7日に、えんてらすで国際女性デーのイベント講演会に参加させていただきました。テーマは、グローバルな視点で捉える日本の男女共同参画でした。内容は、ジェンダー平等の歴史から始まり、日本における捉え方や世界からの外圧への対応状況などをお話してくださいました。中でも、印象に残ったことは、性別に関わらず、他者に依存することなく、それぞれに生計を立てることを可能にするといった経済的自立についてです。

これは以前から私も強く感じていることであり、共感させていただきました。女性側も他者に依存しながら生計を立てることに疑問視されない割合が実際は多く、男性は稼ぐ側、女性はケアする側といった役割分担が社会構造にはあります。無意識の前提に意識が植え込まれているからではないでしょうか。男性もまた、稼がなくてはならない、弱音を吐けない、ケアに関わりづらい職場環境といった、男性の生き方も狭めてしまっていると話されました。

そもそも男女が共に生計の自立があれば、家庭内の総合資産は増加していきます。では、

なぜ生計の自立を選択しないのか、もちろん子育ては大きなハードルです。女性自身もまた、その構造を内面化してしまうこともあるのでしょう。たとえ、そのハードルをこじ開けたとしても、女性が社会の中で限られたポジションを巡る競争は、男性よりもはるかに根性がいります。女性が参画することに、よそよそしく思う男性もいらっしやいますし、そして、女性から女性への内面の同調圧力もあります。

これからの社会は、補助するサービス化の助長よりも、誰もが自立できる環境を作り、男女、大人、子どもも関係なく、挑戦する人が孤立をしない組織をつくるのが、私は平等な世界であるとお話を聴いて思いました。

無償や補助金のベクトルのみの考え方は、平等でも公平でもなく、単なる社会のサービス化現象であると思います。以上です。

**佐倉教育長** ありがとうございます。引き続きお願いします。

**小松委員** 私からは、報告を2点させていただきます。

まず1点目です。3月8日にえんぱ一くで行われた、三宅香帆さんの講演会「言語化の技術」に参加してきました。三宅さんは、「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」の著者で、文芸評論家でもあります。この講演会の申込みが始まる頃、私はたまたま三宅さんの本を図書館で借りて読んでいまして、この講演会があると知り、すぐに申し込みました。定員130人ということで、たくさんの方が参加されていました。また、中学生から年配の方まで、幅広い年齢の方から質問が出ていて、興味・関心が高いことがうかがえました。

三宅さんの話は分かりやすく、聞いていて楽しく、時間が過ぎるのが早く感じました。私が借りていた三宅さんの本は、タイトルが『「好き」を言語化する技術 推しの素晴らしさを語りたいのに「やばい!」しかでてこない』という本で、タイトルに惹かれて選んだ本ですが、今回の講演「言語化の技術」とも内容が重なる部分が多くありました。

講演では、「やばい」や「考えさせられた」など、使うだけでそれっぽい感想になる言葉を使わずに、具体例を挙げて、それを細分化して、オリジナルの言語化をしていくこと。語彙力よりも細分化力をつけることが大切だとおっしゃっていました。

2点目です。私も卒業式について報告いたします。私は、塩尻東小学校と塩尻西部中学校の卒業式に出席させていただきました。

東小学校は全学年が参加しての卒業式でした。63名の卒業生は、少し大きな中学校の制服に身を包み、自信にあふれた表情で、堂々と頼もしい姿を見せてくれました。在校生もそんな卒業生の姿を静かに見つめ、呼びかけや別れの歌では、卒業生への感謝の気持ちが込められていました。

東小学校は、体育館の中央で卒業証書の授与が行われるため、卒業生、在校生、保護者、来賓が中央をぐるりと囲むように座ります。卒業生は私の左側に、保護者は私の向かい側に座っていたので、どちらの顔もよく見ることができました。卒業生の中に知っている子が何人もいまして、立派に成長した姿をうれしく思いましたし、保護者の喜びと深い感動の様子も伝わってきました。私も子どもたちの歌声に感動して、少し目が潤みました。

西部中学校では、81名の卒業生が巣立っていく姿に立ち会うことができました。落ち着いた雰囲気の中、自信と誇り、そして未来への希望を胸に堂々とした姿を在校生や保護者、職員に見せていて、立派だなと思いました。卒業生代表の挨拶もすばらしかったですし、最後の合唱も体育館いっぱい響いて、会場の拍手はしばらく続きました。校長先生の式辞の中

で、「命を大切に、自分のため、周りの人のために、精いっぱい生きてください」という言葉が強く印象に残りました。

どちらの卒業式もとても心のこもったすばらしい卒業式だったと思います。

2校の卒業式に参加して気になったことがありました。祝電披露についてです。東小学校では、卒業生が低学年のときに担任をしてくださった先生や関わりのあった先生方からの電報が2通読み上げられました。一方、西部中学校では、多数の祝電が届いていて、昇降口に掲示してあるとの案内だけで、1通も読み上げられませんでした。卒業を祝うメッセージを1通でも読み上げたほうが、卒業生や保護者はうれしいのではないかと思います。ほかの学校ではどのように行われているのか分かりませんが、気になったので言わせていただきました。以上です。

**佐倉教育長** ありがとうございます。

**審委員** 今、語彙力とか細分化という言葉が出ましたけれど、私は結構苦手で、短絡的に言ってしまう部分があるので、皆さん、その辺を酌んでいただいて聞いていただきたいです。

卒業式に関して言うと、塩尻西小学校と塩尻中学校に出席させていただいて、西小学校は46名の卒業生、塩尻中学校は102名の卒業生ということで、だんだん少なくなっているという感じもいたしました。皆さんと同様に、教育長もおっしゃられていましたけれども、卒業する歌がRADWIMPSの「正解」という歌なのですけれども、すごくいい歌だなと思って、式のときに感動して、会社に戻ってもう一回、YouTubeで詩を確認しながら、やっぱりいい歌だなと思って感動していました。

それぞれの思いを持って卒業したと思いますが、生徒会長のホンダ君も皆さんと一緒に、感謝を述べる答辞というのですか、すばらしい挨拶だったと本当に感動しました。

令和7年も終わるということで、私、一年間西小学校に関わらせていただいて、ライブも企画をたくさんやってきましたが、令和7年度は27回のライブを行いました。そのほとんどが児童たちによるダンスパフォーマンスです。大人がなかなか参加できないぐらい予定が詰まっています、27回のライブはYouTubeで見ることができますので、もし皆さん、お時間あったら見ていただきたいと思いますし、また、つい先日、小林先生から見せていただいた高ボッチ教室に通う皆さんのダンスパフォーマンス、あれもすごく感動したので、その様子も教えてもらえればありがたいと思っています。

そのほか、2月26日、西小学校の2学年を対象に赤ちゃん先生プロジェクトという、企業と地域、学校がコラボした授業を開催・参観しに行ってきました。もちろん、この授業は児童に対する目的もあったのですけれども、私が一番感じてほしかったのは、担任の先生に、児童に対する関わり方で、少し児童の潜在能力というのを信じてほしいなという部分がありました。自分より弱い立場の赤ちゃんを、ふだん椅子に座ってられない子が一生懸命面倒をみる。その姿にこの子はこんなことも出来るんだ、あんなことも出来るんだとみて気付いて欲しかったのです。授業が終わった後、先生に何か伝わるものがあればいいなと思っていたら、とても考えさせられるいい授業を受けさせてもらったという言葉が頂いたので、開催して本当によかったなと感じました。このプロジェクトに関しては、大きなお金がかかるので、なかなか開催するのが難しいと思いますけれども、要望があれば、皆さんで知恵を出し合って今後も開催できたらいいなと思いました。

あと、気になったのが、3月3日に全国的なニュースですけれども、学習指導要領で、部

活動が学校教育の一環とする方針が決まったことです。これは、約 10 年ごとに学習指導要領がつくられるのですけれども、これが決まったということは、2040 年ぐらいまで学習要領に、部活動は学校教育の一環ということが入ってしまう。そうすると、今やっていることは一体何だと。学校の先生も多分これを聞いてショック受けたのではないかと思うのですが、この学習指導要領を、市のほうではどうやって理解するのかなというふうに感じた部分ではありました。

私はもともと部活動の地域展開に関しては反対の意見を持っていたので、一体これは何を信じて展開をすればいいのかというふうに思ってしまうぐらい、この要領に関しては重い一言なのではないかなというふうに感じました。詳細については、またおいおい話していきたいと思いますので、今日はこれぐらいにしておきます。

今日、聞きたいことが 3 つあって、こっちがメインなのですが、1 つは、3 月 7 日に数学・算数検定×わくわくサイエンストレジャーハントが開催されました。その講師をしていただいた相澤さんと石神さん、この方たちは、塩尻駅近くでフリースクールを 4 月にオープンすると聞きましたが、現時点での情報等が分かれば教えていただきたいということ。これが 1 点目です。

2 点目は、これもまた 4 月にオープンする子育て支援センターの役割を担うとされている、そらの木プラザですが、ここの施設は市の位置づけといたしますか、これからどのような関わりを持っていくのかということをお聞きしたいというのが 2 点目です。

3 点目に関しては、あまり言うことではないのかもしれないですけど、八島委員も知っているかもしれませんが、性に関する薬の話で、ノルレボについて、市のほうでどれぐらい認識しているのかということをお聞きしたいと思っています。以上 3 点、よろしくお願いします。

**佐倉教育長** 御質問いただいたので、最初に、相澤さんや石神さんのところの部分について。

**上條学校教育課長** 相澤さん、石神さんにより、塩尻駅前において 4 月 1 日からココノバというフリースクールが開設される予定です。現在、週 3 日、月曜日、木曜日、金曜日に開所すること。フリースクールを月・木・金曜日の 10 時から 15 時半で開所するという形になっております。また、ココノバ自体が、理科の実験等の体験活動を実施する予定であり、フリースクールと同じ月・木・金曜日の夕方、月・木曜日が 4 時半から 6 時、金曜日に限っては 6 時から 8 時までの時間帯に実施します。これらの取り組みは、文部科学省が推進する S T E A M 教育の趣旨を踏まえたものです。

費用については、フリースクールであるため、原則として受益者負担による会費制となり、1 回当たりの利用料や月謝がかかります。ただし、塩尻市民に限り、週 1 回・月曜日は市が補助を行い、市内の子どもたちが無償で利用できる日を設けたいと思っております。また、理科実験等の体験についても、金曜日の 6 時から 8 時を塩尻市民の日として、無料で開放していただけるという形になっています。

このような新たな取組ですが、ココノバは 4 月から立ち上がりますので、まだ県の認証は受けられないという形になります。今後 1 年間はこのような活動を行い、令和 9 年度の認証を受けるといった形で活動していく予定になっています。

**審委員** ありがとうございます。

**佐倉教育長** 続いて、子育て支援センターについてお願いします。

**塩原保育課長** 子育て支援センターにつきましては、高出のそらの木プラザになります。令和8年4月から開始になりますけれども、こちらは塩尻市で行っている地域子育て支援拠点事業の一つになります。現在、市の直営につきましては、えんぱーくとえんてらすにそれぞれ支援センターがありまして、あと、ウイングロード3階のこども広場があります。そこに新たに今回のものが加わっていくということで、市としましては、そらの木プラザには運営の補助ということで、補助金を出していく形になります。子育て支援センターとしては3館になりますので、定期的に、それぞれ運営のところにつきましては、共通の課題を持ち寄って検討しながら、運営していくということで、現在調整を行っているところであります。以上です。

**養委員** そうなると、そらの木プラザについては、民間の事業者に委託という形になるわけですか。

**塩原保育課長** 市としては、お願いしていくことになりますので、補助をしていく形になっております。そらの木プラザ自体は、支援センターと、ひかりテラス保育園で行うデイ保育も一緒の建物になっているといった状況になっております。以上です。

**養委員** 補助金を出すということは、それなりの施設を市のほうからもお願いしたりとか、こういった役職の人を置いてくれとか、そういった部分のお願いもされているわけですか。

**塩原保育課長** 今回、支援センター2か所で行っている中で、高出地区、あと片丘地区ですが、あの辺りがちょうど中間点になるということで、なかなかそれぞれの支援センターに足が運べないというところもありまして、その部分の保護者の方たち、子育て世帯について、支援を行っていくところを目的にしていますので、3館共通で展開していきたいといったところになります。

**養委員** ありがとうございます。

**佐倉教育長** 最後の質問、性の問題は。

**上條学校教育課長** 緊急避妊薬については、今後、民間で購入できるようになる動きがある中で、学校教育としましても、対応を検討していく必要があると認識しております。そのため、一定の知識を教えるということは必要であると考えております。一方、どのような学習方法をしていくことが適切かというのは、今後、学校現場の意見を踏まえながら検討してまいります。

**養委員** 生徒とかに直接教えることではないのかなと思うのですが、保健の先生とか、少し知っていてももらったほうがいいのかなと。緊急事態のときに、早ければ早いほうがいい、効き目があるという薬です。未成年でも保護者の同意が不要だということなので、使い方にも少しこれから検討材料もあるのかもしれないけれど、買いに行ったら、その薬剤師の目の前で飲まなければいけないということらしいので、そういったことも含めて、少し知識として、先生方に知っていてももらったほうがいいのかというふうに思っています。以上です。

**佐倉教育長** そのほか、いかがでしょうか。

**八島委員** 養委員から報告がありました赤ちゃんプロジェクトをSNSで拝見させていただきました。とても良い企画だと感じております。思いどおりにならない他者や、扱いつらい存在に触れることは、子どもにとって良い体験になります。自分中心からの脱却を感じることができながら、自分と他者を知ることにつながります。倫理を育む中で、思いやりを持ちましようや、やさしくしましようと教え込むよりも、自分の肌で感じる体験は定着する倫理

観となります。専門的に言うと、他者に触れ合い、感じることで、オキシトシンという愛着ホルモンが出ます。成長にも良い刺激となり、ストレスの緩和にもつながり、とてもいい授業であったと感じます。予算のこともあります、小さい子との関わりは、一人っ子家庭も多いので、経験にもつながると思います。

**壺委員** 先ほど、市のほうでいろいろな補助をこれからしていかなければならないという事で、財政難もよく分かっているのですけれども、教育はなかなかすぐに結果が出るものではないですが、そういった体験をすることは、正直、未来の子どもたちに投資するという意味でも、とても必要な部分ではないかと感じていますので、この取組の補助についても前向きに検討していただきたいと思います。

**佐倉教育長** そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

今、それぞれ委員から御指摘いただいた中で、また検討していかないといけないことが多々ありますが、祝電の扱いについては、それぞれの学校になっているかと思えます。一つ、コロナ禍のことで、コロナ禍を通して、様々なものを簡略してきた経過はあるので、また学校とも事務局のほうでも連絡取っていただきながら、どういう形がそれぞれの学校にいいのかということ、各学校の主体性も大事にしながら、お伝えしていきたいと感じました。

あと、文部科学省のほうで言っている、部活動が学校教育の一環ということについては、またしっかり詳細に、私たちも理解した上で、どういう位置づけにしていくのか検討したいと思います。市議会でも御指摘があったのですが、部活動は学校の外へ出ていくのですけれども、しっかり地域クラブと学校が連携をして、子どもの様子などは把握していかなければいけないのではないかと御意見もいただいているので、まるっきり完全にクラブにお任せという考え方ではなくて、そういった意味で学校教育も関わっていくということもあるのかなと思っています。その辺をしっかり見ていかなければいけないなと思っています。

**壺委員** 切り離せないですね、そうなってくると。

**佐倉教育長** だから、そこら辺がどうなってくるのかなというところはあるので、また検討させていただきます。ありがとうございました。

### ○報告第1号 主な行事等報告について

**佐倉教育長** それでは、報告第1号に入っていきたいと思います。報告第1号、主な行事等報告についてお願いいたします。厚いほう資料になります。1ページから4ページです。事務局より主要な行事について説明をお願いします。

**矢澤市民交流センター長（図書館長）** それでは、私からは、市民交流センターと図書館の行事報告をまとめてさせていただきます。

まず、1ページ目上段を御覧ください。2月8日、信州しおじり子ども本の寺子屋、紙上健吾さん講演会「読書は読むだけじゃない！ “伝える” ことも面白い」ということで、35名の方が参加をしていただきました。SNSで小説の紹介動画を投稿されている動画クリエイター紙上健吾さんによる、読書だけでなく、読んだ本を伝える楽しさについての講演会を開催いたしました。紙上さんの読書との出会いや読書に対する考え方等を知ることができ、子どもたちだけでなく、職員にとっても大変勉強になる講演会となりました。質疑応答では、子どもたちから数多くの質問がございまして、読書への取り組み方や再読の魅力など、これ

からの読書体験をより楽しくするきっかけになったと感じております。

2 ページ目を御覧ください。2 月 13 日、大人司書講座 2 回目ということで、8 名の方に参加していただきました。大人向けに図書館司書の仕事を体験してもらう全 2 回の講座となりまして、2 回目ということで、今回は「図書館で情報を探すには」をテーマに、本やインターネットでの検索の仕方、データベースについて説明をいたしました。参加者からの質問も多く出ておりまして、今まであまり実施してこなかった内容の講座だったのですけれども、参加者からは、もっとレファレンス、調査研究の内容について知りたい等の意見もありましたので、ぜひ次回につなげていきたいと考えております。

その下、2 月 21 日、しおり部ということで、6 名の参加がございました。今年度行われました活動の振り返りと、中高生向け若葉の棚からの除架作業の体験をしていただきました。今年度の振り返りでは、夏に行った選書ツアーが印象に残っているとの声が多く出ました。また、メンバーで企画して開催したおはなし会やクイズラリーに関しても、よい経験になっているようでした。作業だけでなく、ほかのメンバーともっと話す時間がほしかったという意見もあり、来年度の活動の参考としたいと考えております。

ページおめくりいただきまして、下段を御覧ください。2 月 26 日、ビジネス情報相談会ミニセミナーということで「誰でもできる SNS 広告」、5 名の方が参加をしていただきました。塩尻市立図書館と長野県よろず支援拠点が連携し、「ビジネス情報相談会」を月に 3 回やっております、そのうち 1 回はミニセミナーを併せて開催をしております。今回は SNS の広告についてミニセミナーを開催いたしました。SNS を利用した広告についてのミニセミナーは、個人事業主の方も関心が高く、講座での質疑も多くございました。個別の相談会に申込みをされていた方もいらっしゃいました。

4 ページを御覧ください。3 月 1 日、哲学対話イベント「w a c c o 2025 てつがくたいわ」の 3 回目になりますけれども、5 名の方の参加をいただきました。小学 1 年生から中学 1 年生を対象に、信州大学の学生と一緒に、てつがく対話を実施いたしました。アドバイザーのサポートのもと、テーマを基にじっくりと自由に語り合いました。今回のテーマは「ゆめってなんだろう？」というテーマに沿って対話をしていただきました。対話では、「ゆめ」を、眠っているときに見る夢と、将来の目標となるものやなりたい姿、やりたいことについて、2 つの側面から捉え、参加者それぞれが考えを共有いたしました。本事業を通しまして、子どもたちが身近な言葉を起点に問いを立てて、他者の意見を受け止めながら思考を深める姿が見られ、対話的な学びの実践により、多様な価値観を尊重する態度や自己表現力、思考力の育成につながる機会となったと考えております。私からは以上となります。

**上村交流文化部次長（社会教育スポーツ課長）** 私からは、まず 1 ページの下段になります。

2 月 10 日から 25 日、16 日間にわたって、しおじり短歌展をえんぱ一く 3 階、市民サロンで行いました。この短歌展では、令和 7 年度に行いました全国短歌フォーラム in 塩尻やしおじり学生短歌大会の入賞作品、また、広丘小学校で行っている「みてある記」のパンフレット、市内の短歌活動展示、塩尻短歌館の紹介などを行いました。また、開催に併せて、しおじり短歌展キーワードラリーを開催したところでございます。このキーワードラリーは、市民サロン内に点在する展示を巡回して見ていただけるよう工夫し、えんぱ一くの利用者など、多くの方に展示を見ていただくことができたと考えてございます。

続いて、3 ページの上段になります。2 月 23 日月曜日、祝日でございますが、しおじり

たなかたろうという短歌のイベントを、えんぱ一くの3階で開催したところでございます。このイベントは、経歴や年齢、性別など関係なく、短歌を楽しむ会でございます。2部制で行いまして、午前の部では、短歌とは何か、短歌づくり、短歌鑑賞など、また、午後の部では、短歌の鑑賞を通して言葉の取り合わせや発想、歌の構造など、自身の作歌に取り入れられる技法について学んだところでございます。成果としましては短歌初心者から既に短歌を楽しんでいる人まで、参加者が全員で短歌の魅力や面白さを体験し、楽しむことができたと思っております。参加者は25人でございました。私からは以上です。

**佐倉教育長** 以上になりますが、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

**小松委員** 1ページ上段の子ども本の寺子屋についてですが、私も興味がありました。ただ、チラシでは、対象が小学5年生から大学生となっていて、大人のみの参加は御遠慮くださいと記載がありました。定員100名のところ、参加者が35名だったのなら、対象外だった人に追加で募集をかけてもよかったのではないのでしょうか。職員にとっても勉強になる講演だったとありますので、もっと多くの人に参加できればよかったのではないかと思います。

**矢澤市民交流センター長（図書館長）** ありがとうございます。今回、親御さんたちも参加をさせていただいてはいたのですが、確かに小松委員おっしゃられるとおり、定員100名のところ35名ということで、反省会の中でも職員から、2段階に分けて、まずは子ども優先で募集をかけて、何日以降でしたら大人だけの参加も認めるという方式で、参加を促すということもと考えていく必要があるのではないかという話も出ましたので、子どもの本の寺子屋の参加者が、中高生向け大学生までというのを入れたとしても、なかなか来ていただけない部分もございますので、今後さらに検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

**碓井教育長職務代理者** 4ページ、3月1日の哲学対話イベントについてですが、当日、私はこのイベントを参観させていただきました。見せていただいて、報告にあったように、参加された方にとって、とてもいい機会だったなと思えました。そう思ったのは、私が見ていたお子さんに大きな変容があったからであります。そのお子さんは初めあまり乗り気ではない、そんな様子でありましたけれども、大学生が一对一で穏やかに対応してくれる中で、徐々に自分で考えだして、最後には、自分の未来についてカードを2枚書くなど、大変前向きな姿になりました。こんな点からも、参加者にとって価値ある機会だったと感じたわけがあります。

私、このイベントには少し興味がありまして、何回か参観させていただいたことがあります。いつも思うのは、大学生のスタッフの皆さんが本当にすばらしいなということです。ただ、参加者が少ないので残念だなと、少しもったいないなということも思います。以上です。

**矢澤市民交流センター長（図書館長）** ありがとうございます。何度も参加させていただいて、本当にありがとうございます。職務代理に言っていたように、大学生と本当に贅沢な時間、大学生のお兄さん、お姉さんがすごく丁寧に哲学というか、考え方、自分が考えていることをきちんと認めてもらえて、自分がさらにほかの人たちのこともきちんと受け入れられるように、そういう形でうまく指導してくれているところがすごくいいイベントだなというふうに思っておりますが、おっしゃっていただいたとおり、あまり参加者が多くないというのは現状でございます。これからは開催の形態自体を考えながら、いろいろな方たちにも

参加していただけるような方法で考えていければ、信州大学の学生さんたちも、自主サークルでつくっていただいておりますので、学生の活動の場も提供できるような形で検討していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

**佐倉教育長** そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。それでは、次に進みます。

#### ○報告第2号 4月の行事予定等について

**佐倉教育長** 報告第2号、4月の行事予定についてお願いいたします。資料は5ページです。全員に関わるものは、1日の着任校長辞令交付式、8日の校長会、17日の奨学生選考委員会、23日定例教育委員会・協議会があります。

委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、次に進みます。

#### ○報告第3号 後援・共催について

**佐倉教育長** 報告第3号、後援・共催についてですが、資料の6ページから7ページです。見ていただきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、次に進みます。

#### ○報告第4号 市議会3月定例会報告

**佐倉教育長** 報告第4号、市議会3月定例会報告についてですが、資料の8ページから52ページと、本日、当日配布資料という形でお配りしました1ページから14ページとなります。それでは、事務局から説明をお願いします。

**上條学校教育課長** それでは、8ページを御覧ください。令和8年塩尻市議会3月定例会に係る教育委員会関係の報告になります。提出議案につきましては、条例案件6件、予算案件2件でございます。提出議案につきましては、2月19日に提出され、3月16日の本会議において、原案どおり可決されております。さらに、追加議案として予算案件1件が3月16日に提出され、同日の本会議において、原案どおり可決されております。なお、予算案件につきましては、前回の2月定例教育委員会で御説明をしておりますので省略させていただき、条例案件につきましては担当の課長から、一般質問及び委員会審査の概要につきましては各部長から、資料の順を追って説明させていただきます。

**佐倉教育長** それでは、説明のほう、上村課長お願いいたします。

**上村交流文化部次長（社会教育スポーツ課長）** 議案第9号、塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例でございます。提案理由は、塩尻市立檜川体育館を廃止することに伴い、必要な改正をするものです。概要は、檜川体育館に係る規定を削るもの。新旧対照表につきましては、次のページに記載のとおりです。条例の施行等は、令和8年4月1日から施行するものです。

補足になりますが、檜川体育館につきましては、昭和56年に建設されてから44年経過してございまして、市内体育施設の中でも老朽化が著しい施設で、電気設備等にも不具合は生じております。また、この場所につきましては、土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域にかかっていることも考慮し、令和5年5月以降は、施設の一部の利用を禁止するとともに、

将来的に施設を廃止、解体する方向で検討をこれまで進めてきたところでございます。

しかし、最近になりまして、当施設を有効活用したい旨の問合せ等がありましたことから、体育施設の用途を廃止の上、施設の利活用を図りたいことから、このたび廃止することとしたものでございます。私からは以上です。

**塩原保育課長** 続きまして、11 ページをお願いいたします。塩尻市子ども・子育て会議条例及び塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例になりますが、提案理由としまして、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴いまして、引用している法律の条項を改めるということで、子ども・子育て支援法第43条第2項が第43条第4項に改まったものでございますので、新旧対照表で御確認ください。条例の施行等は令和8年4月1日から施行するものとなります。以上になります。

**上村交流文化部次長（社会教育スポーツ課長）** 議案第13号、塩尻総合体育館条例の一部を改正する条例でございます。提案理由でございますが、施設の利用方法を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。概要につきましては、塩尻市総合体育館の利用区分を改めるものでございます。新旧対照表は次のページのとおりでございます。条例の施行等は令和8年4月1日から施行するものでございます。

こちらの新旧対照表を御覧いただきますと、区分のところに、新たにスポーツフォーラムというふうに文言が書いてございますが、スポーツフォーラムというものは、総合体育館に入って左側のロビーのようなスペースで、これまで、あちらのスペースは特に貸出しということはしてございませんでしたが、イベント等をされたときに、あちらで物販等をしたいというような問合せがございました。しかしながら、そもそもあちらのスペースを貸し出すという仕組みがこれまでございませんでしたので、利用者の利便性を図るために、スポーツフォーラムを貸出しできるような形に改正をしたものでございます。私からは以上です。

**塩原保育課長** 続きまして、17 ページをお願いいたします。議案第14号、塩尻市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例になります。提案理由ですけれども、この乳児等通園支援事業は、通称こども誰でも通園制度と呼ばれているものになります。この条例が児童福祉法に基づき、実施施設の設備及び職員配置等について定めているものになりまして、参考としています国の基準が令和7年11月14日に改正されたことに伴いまして、用語の整理を行ったものでございます。条例の新旧対照表が17ページになりますので、また御覧ください。条例の施行等ですけれども、令和8年4月1日からとなっております。以上になります。

**上條学校教育課長** それでは、21 ページを御覧ください。塩尻市立学校適正規模等審議会条例の制定につきまして、提案理由につきましては、近年、少子化の進行により児童生徒数の減少が続いており、学校の小規模化が進んでおります。先ほども卒業式のお話ありましたが、本市におきましても、児童生徒数が年々減少しているという状況であります。

本案では、塩尻市立の小学校・中学校及び義務教育学校の教育関係を整備し、将来にわたり充実した学校教育の実現に資するため、学校の適正な規模及び配置について、調査審議を行う塩尻市立学校適正規模等審議会を設置することに伴い、新たな条例を制定するものであり、所掌事務、組織、任期等を定めております。

次のページ、22 ページを御覧ください。下段にあります附則におきまして、この条例につ

きましては、本年4月1日から施行するものとしております。また、附則改正により、塩尻市立学校通学区域審議会条例を廃止することとしております。これは、児童生徒が今後も減少する状況下において、単なる通学区域の見直しにとどまらず、学校の適正な規模や配置の検討と通学区域を一体的かつ総合的に審議するため、従来の市立学校通学区域審議会条例を廃止し、本審議会へその機能を統合するものであります。

次のページ、23ページ御覧ください。併せて、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例につきましても、廃止される通学区域審議会委員の規定を削除し、新たに本審議会委員を対象に加えるなどの所要の改正を行うものでございます。説明は以上となります。

**塩原保育課長** 続きまして、24ページをお願いいたします。塩尻市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例になります。こちら、こども誰でも通園制度に向けてのものになりますけれども、先ほど第14号につきましては児童福祉法に基づいたもので、こちらの第16号につきましては、子ども・子育て支援法に基づいた、それぞれ条例ということで違いがあるものでございます。

特定乳児等通園支援事業者、いわゆる、こども誰でも通園制度を行う事業者が、施設としての運営に関する基準を定めたものになりまして、こちら、国の基準がございまして、それを踏まえまして定めたものということで、市独自の基準が特にあるものではございません。

議案のほうにつきましては24ページ以降になりますけれども、第3条から32条までは、運営に関する基準ということで定めております。例えば、第3条では利用定員を定めること、また、第4条では、初めて利用する子どもの保護者と面談を実施することなど、こういったものを国の基準に基づいて定めたものとなっております。こちらの条例につきましても、令和8年4月1日から施行するものでございます。以上となります。

**上條交流文化部長** それでは、本会議の一般質問、委員会審査の概要について、交流文化部について報告いたします。事前に目を通していただいていると思いますので、簡潔に申し上げます。

37ページですけれども、2番、子どもの居場所づくり支援の拡充。これにつきましては、新年度予算で新たな予算措置として、地区公民館等で行う夏休み等の子どもの居場所づくりについて、35万円の補助金の計上し、支援をする件の質疑でございます。

38ページ、4番、小澤彰一議員から、既存の文化施設、文化財の実態と活用についてとして、文化財を市民の誇りにという題で、瀧川照子氏から寄贈された絵画類につきましては、今のところ、美術館がない塩尻市においては、各小中学校、公共施設で展示をするにとどまっておりますけれども、これをぜひ、小学生、中学生が必ず見学するというような機会を設けてほしいという御提案です。そのような機会をつくってほしいという答弁をしております。

5番からは篠原敏宏議員から、文化財行政についてとして、文化財の保存活用の現状、課題、そして今後についての質疑で、記載のとおりでした。

7番にありますように、新平出博物館計画はどのようになっているかといった点も指摘されております。

続きまして、40、41ページ、古畑秀夫議員から、床尾中央遺跡の発掘調査の成果、それから、これをぜひ多くの市民に見学していただくような機会をつくってほしいという提案を含めた質疑がございました。

小澤彰一議員からも、その床尾中央遺跡の現在の速報展ですけれども、これに続いて、ぜひ、ほかの場所でも市民の皆さんに見ていただくような機会をつくってほしいという御提案がございました。なお、これにつきましては、現在の速報展を、今年度末までの予定だったものを、予想以上に注目を集めていることから、5月24日にワイナリーフェスタが遺跡公園で開催されることから、それまで延長するということと、それから、秋にかけてスケジュールを調整しまして、えんぱーくの市立図書館企画展示コーナーでも展示をすることが具体的に決まっております。

続きまして、委員会審査の報告ですけれども、本日、当日配布資料の1ページからでございます。社会文教常任委員会につきましては、先ほど説明がありました、檜川体育館の廃止に関する質疑がございました。

2ページから予算決算常任委員会です。小松勝子委員から1番で、二十歳のつどいについて、保護者が観覧を希望した場合、参加できる方法を検討という質問がありました。これについては、不公平な面もあるため、今後については対応を検討していくという答弁ですが、これについての担当部課の考え方といたしましては、二十歳のつどいでございますので、成人をもって保護者から自立して2年後、二十歳の皆さんです。そんなことを基本に今後検討していきたいという方針でございます。

それから2番、公民館費につきましては、先ほどと同様の事業に関するもの。そのほか、それぞれ申し上げませんが、5番、6番につきましては、新平出博物館整備について。どうなっているのか、ぜひ新平出博物館整備がここで白紙にならないように継続してほしいといったような趣旨での質問がございました。また、そこへの市民の機運を醸成するために、展示の充実とその企画展示の有料化をして、少しでも事業費の確保を行っていけばどうか。それについては、古田晁記念館についても同様の質問がございました。

4ページ、9番ですけれども、本の寺子屋、長田氏が昨年8月に急逝されまして、今後の事業計画についての考えということで、定例教育委員会でのやり取りが既にごございましたけれども、同様の答弁をしております。交流文化部については以上でございます。

**百瀬こども教育部長** 続きまして、こども教育部のほうをお願いしたいと思います。事前にお配りしてあります本冊の42ページからになります。

今回、1番の中村議員にありますように、給食の無償化についての質問がいろいろな方から出ておまして、それぞれ回答しておりますが、中村議員のときに大方答えてあります。1番になります。まず、自校給食の意義と成果というものをしっかり伝えていただいて、給食は、食事提供にとどまらず、心身の発達を支え、食への理解を深める生きた教材として位置づけてきましたという答弁を教育長からして、それ以降も、なぜ塩尻市の給食は高いのか、再三にわたり質問がありましたが、お答えをしております。

3番になります。無償化を令和8年度はやるが、令和9年度以降は継続してできるのか。また、無償化をどのように考えているのかということで、右側にありますように、令和9年度につきましては、子育て世帯の負担軽減の観点から、国の支援があれば、それが前提になります。継続したいということで、市長から答弁をしております。

以下、それぞれキャリア教育とかリーディングDX等の質問が出ております。

44ページ、6番になります。石井議員からはプールの外部委託について、今年の洗馬小の成果等を聞かれておりますので、成果、それから来年度については、ヘルスパをつかうの

ではなくて、いろいろな方法を検討しているのですけれども、朝日小学校の屋内のいいプールがありますので、そこをお借りしてやるという実証をします。そこには外部の指導者が学校へ来て教えてくれるということで、朝日小学校もいろいろな活用方法を模索する中で、塩尻から児童が行って、生徒たちの交流も含めてやるということで、来年はそういった形で一つ、洗馬小が、今度はヘルスパではなくて朝日小へ行って体験をするということでやっていきたいという答弁をしております。

あと、それぞれにつきましては、ここに書いてあるとおりであります。

48 ページになります。18 番、小口直実議員から、学校給食費の関係になりますが、不登校だとかアレルギーなどで給食を食べない子については、お金を返すとか、そのようなことをするのかという質問がありましたが、前にもお話をさせていただきましたが、基本、個人への支給ではないので、原則としては非喫食者、食べない子に対して、国から来るお金を渡すとかということはしませんということになります。ただし、通年とおしてアレルギーの関係、医者から全給食を止められている子については、若干いるのですけれども、そういう子に対しては、市の負担分については保護者の方が自宅で昼食を作ってくるので、その負担の軽減ということで、お金を支給するというので、若干人数がいるという形になります。

同じく 50 ページになりますが、24 番になります。こちらのほうも給食費無償化になりますが、小野芳幸議員から、私立小学校とか市外へ通っている子の支援についてということで、これはもう国から決まっていますが、下段になります。対象は、給食を実施する公立の小学校が基本であります。国立と私立は対象外でありますという答えをしております。

これは1回目の質問なので書いてないのですが、2回目以降の質問で小野芳幸議員から、辰野町、要は両小野小学校になりますが、両小野小学校について、もし負担が生じた場合にはどうするのかということがありました。この一般質問のときにはまだ確定していなかったのですが、おととい辰野町の議会が終わりまして、辰野町につきましては、国からの補助は来るのですが、当然、給食費はそれを超えてあるのですが、その分は保護者に負担してもらいますということで、辰野町は原則決まっています。そうすると、両小野小学校は辰野町が基本中心になって運営しておりますので、両小野小学校については保護者負担が出てきてしまいます。したがって、一度は給食費としてお支払いいただきますが、塩尻市民の児童につきましては、北小野の児童だけ市で負担しないということではできませんので、後から償還払いという形で、保護者が払った給食費相当分をお返しするという形で、市民サービスの公平性という観点でお返しすることになります。こちらのほうも小野議員が心配して質問してきましたので、そういった形で対応していきたいと考えております。

次に、当日配布資料になりますが、こちらのほうは、社会文教常任委員会が出た質問等になりますが、5 ページ以降になります。先ほども塩尻市立学校適正規模等審議会条例をつくりたいということがありましたが、そういった条例をつくったときの審議会のメンバーだとか、スケジュールはどんな形になるのかという質問が出ておりますので、答弁の内容を書いておりますので、また御覧いただければと思います。

また、誰でも通園制度についてもいろいろな質問が出ておりましたが、再三にわたり議会で質問している同じ内容でありましたので、また答弁の内容を見ただけであればと思います。

8 ページ以降になりますが、予算決算常任委員会の中での質問になります。8 ページの1 番のほうで、ひとり親家庭の相談事業というのがあるのですが、これは誰が相談に乗るのか

みたいな質問がありましたので、きちんとファイナンシャルプランナーにお願いして相談に乗っていきます。

以下、そういった形でのそれぞれ質問が出ておりますし、10ページの12番にあるように、石井勉委員からは、今年、教育委員会の視察に行きましたが、令和8年度以降、研修の予定はあるのか、研修の成果はいかがかという質問がありましたので、ここに書いてあるように、有用性と来年以降も続けていきたいということで答弁しております。

また、11ページの16番になりますが、小松勝子委員から、給食で仕入れているお米はいくらかという質問がありましたので、今、精米して1キロ当たり635円という形で契約をしています。

あと、12ページ以降、20番、青柳充茂委員から20番、21番と、先ほど八島委員からもありましたが、給食費の保護者負担があってもいいのではないかとということが前提にある中で、どうして市は公費負担していくのかというところを掘り下げて聞いてきました。こちらは、併せて教育長と私も話をさせていただいて、どうしても市長が単独で決めているのではないかみたいな言い方をしたりとか、原課はどういった試算をしているのかという経過を説明させていただいて、いろいろな方策を検討する中で、最終的には、保護者負担の軽減ということで無償ということではありますが、教育長と副市長の考えも委員のほうからはされましたが、ここに書いてあるような答弁をしておりますので、また参考に見ていただければと思います。議会の内容につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

**佐倉教育長** 議会のほうもたくさんありましたが、委員の皆さんからは御質問、御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

**八島委員** 質問したいことがございます。44ページ、7番の石井議員からの一般質問になります。カフェ丘についてです、私、カフェ丘の代表として、質問させていただいてもよろしいですか。答弁に、丘中のカフェ丘は地域の交流の場として、延べ40人以上が利用する日もあり、会話や打合せ、ミニ卓球などを通じて、教室に居づらい生徒の息抜きと居場所となっていると記載があります。カフェ丘目的は、不登校や居場所づくりが前提で活動をしているわけではありません。答弁する以前にご確認をいただけたのでしょうか。

またカフェ丘に来る生徒の人数は1日に50人前後はいます。カフェ丘は、ほっと一息をする場であって、誰でも足を運ぶことができ、不登校や教室に入れないう生徒を中心に掲げているものではありません。枠を作らない、ルールを作らない、学校教育の再現化をしないことが、カフェ丘のルールです。

不登校対策について一般質問をされていた場面でもあり、このような答弁となってしまったのだらうと予想はつきますが、この流れからの答弁をされてしまうと、カフェ丘の本来の思想が誤解された形で、拡散されていく恐れもありますので、少々不安に感じました。

**上條学校教育課長** カフェ丘の情報につきましては、ホームページ等で確認し、掲載されている内容を基に答弁を作成しております。

また、数年前まで週2日開所していたと認識しております。

**八島委員** コロナの前までです。

**上條学校教育課長** 直近では週1日の開所となっており、利用人数も増えているという認識ではおりますが、基本的には学校へ確認するのではなく、公表されている情報を基に答弁を作成させていただきました。

**八島委員** 身近に代表がいますので、答弁の前に、直近についてご確認いただいてもよいのではないですか。

**佐倉教育長** 今聞いていただいたように、質問の流れが、不登校の居場所からの流れになってしまったので、そこだけ取り出してしまったので、こういう形になってしまっています。認識が、少し誤解させてしまうところがあったかなと思って、そこはまた改めて別の機会に訂正をしていきたいと思えます。お願いします。

**八島委員** お願いします。

**佐倉教育長** 今のここら辺のところに関わってあったらと思いますが、いいですか。別のところに行ってしまうといいですか。では、八島委員、引き続きお願いします。

**八島委員** 先ほどの報告でも述べさせていただきましたが、私はあらゆる無償化には反対です。給食費の無償化は反対です。リスクを社会全体で支えていくのか、それとも個人リスクにしていくのかといった問題になるのかもしれませんが、保護者自身、衣食住に関しては、子どもに対して義務を果たしていくことが、私は必要なのではないかと考えています。1円でもいいです。義務を背負わせるべきであると感じています。

行政の政策や学校教育も、サービス化を助長してはいけません。自分たちが参加しているという形を保護者は持っていなければならないと思えますし、それを応援していくのが市の役目なのではないでしょうか、無償化にしてしまうと、保護者自身が利用者感覚となり、顧客認識に変化し続けてしまうのではないですか。今後も議論をし続けていただきたいと思えます。

**佐倉教育長** ありがとうございます。給食に関わっては、ほかにいかがですか。

**壺委員** 給食は、私も無償化反対派なので、本当にこの財政難だと言っているのに、無償化については、議員は一人も反対しなかったのですよね。たしか全員賛成だったのですよね。

**百瀬こども教育部長** 反対という意見としては、直接は出てきていないのですが、ただ、先ほども言ったように、なぜということはかなり聞いてきたということです。

**壺委員** 無償化にするのがなぜということですか。

**百瀬こども教育部長** そうです。

**壺委員** だから、その辺が私もよく分からないというか、何で無償化にしてしまうかとふうに感じてはいるので、八島委員がおっしゃるとおり、親の意識を少し変えたいなというふうに活動もずっとしてきた理由ですけれども、変わらないなという感じはしますよね。

**碓井教育長職務代理者** 私は、衣食住については原則個人で賄っていくべきだという考えを持っています。したがって、給食についても個人で責任を持っていくべきだと。つまり、家庭で責任を持っていくべきという思いを持っております。今回、無償化ということですので、それはそれで進めていただくとして、そういう自分の責任をどういうふうに果たしていくかという点、そこをどう意識化していくか、その辺が課題になってくるのではないかと考えております。以上です。

**佐倉教育長** 給食についてはまずは令和8年度ということを決めていただいたということですので、それ以降のところは委員の皆様の御意見もまた踏まえながら、事務局も考えていただければと思いますのでお願いいたします。

そのほかの議会について。

**碓井教育長職務代理者** 44 ページのところの6番について、プール学習の外部委託状況について

て、先ほどの御説明にもあったわけでありましてけれども、洗馬小が来年度は、朝日小のプールを共同利用して水泳学習を行うということです。朝日小の屋内プールは、私もかつて研修で行ったことがあります、そのときはとてもいいプールだったなという記憶があります。

うまく使えば、それはそれでとてもいい試みではないかなというふうに思うのですけれども、この取組について、もう少し具体的に教えていただければと思います。指導者の派遣をしていくということですが、これはどこからしていくのか。それから、送迎とか、利用する時期とか回数、その辺はどのように想定されているのか。そして、今年度も洗馬小で実証を進めてきたわけですが、来年度も洗馬小のみの実証というふうに見えるのですけれども、そういう方向なのか。ほかにも多分希望の学校はあると思うのですけれども、そんな点について、どんなふうにお考えなのか、将来像といいますか、そんなものも含めて、少し教えていただければと思います。

**上條学校教育課長** まず、朝日小学校のプールを利用することに至った経過になりますが、今年度、洗馬小学校はヘルスパ塩尻を使わせていただきました。1学年5回授業という形で、6学年使用しました。新年度も、各学年、年5回使用する形となります。洗馬小学校では、ヘルスパ塩尻を利用し、時間割を区切って実施しております。市内には2か所民間プール、サム塩尻とヘルスパ塩尻がありますが、これらの施設に市内の小学校8校を割り振った場合、全ての学校が利用するためには、冬季まで授業を組まなければ対応しきれない状況がありました。このような状況の中、近隣の朝日村から屋内プールの利用可能性について話がありましたので、実証として、令和8年度には朝日小学校のプールを共同で使用する形ということで、決してヘルスパやサムの利用がなくなったということではなく、市内8校の小学校における授業分けの方法を考えていきたいという経過があり、朝日小学校にお話をしたものでございます。

朝日小学校には、今年、洗馬小学校が1学年5コマを使いましたので、来年度も同様な形を取ります。移動については民間のバス会社に送迎をお願いする形になっております。

また、市内展開については、基本的には教員の働き方改革の計画を策定する中で、このプールの民間委託を実施することが最優先事項としてあります。令和9年度以降は、市の行政評価や予算査定次第となりますが、担当課としては、洗馬小学校以外の学校も含めて、民間委託を広げていきたいと考えております。

指導者については、朝日小学校では、普段は学校の先生たちが授業を行っていますが、夏休み中は、村民の方にプールを開放しており、その開放している期間の管理を松本市のスポーツジムに委託しています。これを、洗馬小学校と朝日小学校の子どもたちが利用するときにも、松本市のスポーツクラブに委託する形になっております。

**碓井教育長職務代理者** ありがとうございます。

**佐倉教育長** では、関連してでも、そのほかでもよろしいので、議会に関わることで。

**齋委員** 50ページの25番から30番までの質問の意味が分からなかったもので、これは動画でも見させてもらったのですけれど、1時間くらい同じような質問をずっとしていただけないですか。これは何を言いたかったのですか、この人は、というのが質問です。

**上條学校教育課長** 質問の趣旨については、昨今、全国的にいじめの重大事案がニュースになっている中で、塩尻市において、もし該当するような事案があった場合、どのように市として対応していくのかという点が、質問の趣旨となっております。

**審委員** 分かりました。最後に、匿名チャット相談アプリの件を言っていたではないですか。アクセスできない児童もいることを分かっていたらいいとおっしゃっていましたよね。すごく失礼な言い方をするなと思って。言ってもいいのですけれど、やっていないかのように言われるのはどうしても、私としては納得できないので、もちろん分かっていますくらいは言ってもいいのではないかと思います。以上です。

**佐倉教育長** 続いていかがでしょうか。よろしいですか。こちらの別冊のほうにあります委員会関係もよろしいですか。

では、ありがとうございました。たくさんのところを読んでいただきまして、ありがとうございました。それでは、議会関係ですが、報告のとおり、御承知おきをいただきしたいと思います。

それでは、次に進みます。

### ○報告第5号 令和8年度塩尻市立学校の休業日に係る専決報告について

**佐倉教育長** 報告第5号になります。令和8年度塩尻市立学校の休業日に係る専決報告についてですが、資料については、今日差し替えて1枚、もともとは53ページにあったものですが、一部修正が入りましたので、差し替えて、1枚でお配りしてあるものになります。それでは、事務局から説明をお願いします。

**上條学校教育課長** 1枚ものの資料はございますでしょうか。昨年も碓井職務代理から、市の考え方や休業日の取り方にばらつきがあるとの御指摘をいただきましたが、それを反映しないまま、今回、当初の議事に掲載してしまいました。本日、差し替えとして1枚ものの資料に交換させていただきました。本来、教育委員会が定める休業日につきましては、土日・祝日を除いた平日で算定する必要がありました。計算方法に誤りがありましたので、差し替えさせていただきます。

改めて、資料の説明をさせていただきます。令和8年度の市内小中学校の休業日につきまして、各学校の実情に合わせ、校長から提案を受け、教育長専決により決定したもので、報告をさせていただきます。授業日を見ていただければと思いますが、年間200日から204日という形になっております。説明は以上となります。

**佐倉教育長** 各学校の休業日の一覧になりますが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、報告のとおり、御承知おきください。

次に進みます。

### ○報告第6号 教育委員会事務局4月1日付人事異動について

**佐倉教育長** 報告第6号、教育委員会事務局4月1日付人事異動についてですが、先ほどの当日配布資料の15ページから31ページを御覧ください。それでは、事務局から説明をお願いします。

**上條交流文化部長** それでは、私から人事異動の概要、その後、各部の状況について部長から報告いたします。

まず、16ページを御覧いただきますと、人事異動の基本方針①ということでございますけ

れども、1つ目の段落、第六次総合計画第1中期戦略の最終年、この3年の最終年に当たっての人事異動であるということ。3つ目の段落、令和8年度は、組織機構の変更は行わず、必要最低限の分掌事務の変更とするといったところでございます。

17 ページですけれども、分掌事務の変更についてのことが記載してございますが、一部に限られるというところでございます。

18 ページですけれども、昇任のうち、1つ目の段落にありますように、令和8年度の女性管理職の登用率が32.5%となったというところでございます。その内容につきましては、3つ目の段落のところがございますけれども、複線型人事制度を拡大しまして、栄養士、保育士に導入するといった中で、一番下の行にありますように、園長職を主幹として、新たに15名を課長昇任したというところが大きな原因でございます。

次のページに、女性管理職の割合の推移ということでございまして、平成30年度から比べますと、9年間で3倍以上が管理職になっているという状況でございます。

20 ページの総括表ですけれども、昇任の内訳、一般異動の内訳。また、3・4・5は60歳を超えた世代の扱い。そして、6番に新規採用職員17人ということでございまして、この括弧内が令和7年度ですので、前年との比較ということで御覧ください。人事異動の総人数は合計がありますけれども、273人という、昨年度に比べ人数が多い異動になっているという状況でございます。

続きまして、21、22 ページ以降、教育委員会事務局の人事異動でございます。右側のページが今年度、左側のページが新年度ということで、新年度のほうに赤字で示しているのが人事異動の結果ということで、異動した職員でございます。

まず、右側のページを御覧いただきまして、交流文化部長、私が60歳到達退職ということで、後任には、社会教育スポーツ課長、次長を兼ねておりますけれども、上村英文が昇任で就きます。次長兼社会教育スポーツ課長の後任には、水道事業部上水道課長の赤岩司が就きます。社会教育スポーツ課の社会教育係長の清水佳美が、こども教育部こども未来課課長補佐として昇任しまして、こども未来応援係長を兼ねて異動いたします。後任には、議会事務局係長の茅野勇史が着任いたします。副主幹の胡桃慶三ですけれども、こども教育部教育施設課の兼務が解かれまして、社会教育係に副主幹を専任ということになります。それから、スポーツ推進係長が国民スポーツ大会推進室長の兼務となっておりましたが、ここに健康福祉部介護保険課介護相談係長岩佐麻貴が転入いたします。また、副主幹としてこども教育部長の百瀬一典が、兼務で着任いたします。

続きまして、文化財課でございます。文化財課長古畑比出夫が水道事業部副事業部長兼上水道課長として転出。後任は、現課長補佐兼係長を務めております塩原真樹が課長昇任で、係長を兼ねます。新規採用職員として、技術員小平幸輝。また、広丘支所から百瀬雅彦が転入いたします。平出博物館につきましては、暫定再任用の林徹が、後ほど出てきますけれども、地区公民館に異動しまして、新規採用、学芸員資格での条件で採用しました石田薫が着任いたします。

市民交流センター、図書館、古田晁記念館、センター長及び館長を務めております矢澤昭義が、市民地域部市民課長兼消費生活センター長として転出。後任には、企画政策部秘書広報課課長補佐兼広報公聴係長の清水隆朝が昇任して着任いたします。市民交流センター市民活動支援係の吉田実子が転出いたしまして、そこに健康づくり課健康推進係から柳原真由が

着任いたします。

少しページを進んでいただきまして、27、28 ページを御覧いただきますと、公民館の中央公民館、各地区公民館 10 館ですけれども、各副館長につきましては、中央公民館は社会教育スポーツ課長が兼ね、各地区館につきましては、各支所長が兼ねるということでございます。塩尻東公民館には、保育課長から塩原清彦が副館長に着任いたします。高出公民館は、選挙管理委員会の事務局長溝口保紀が副館長に着任いたします。なお、公民館の主事は、中央公民館を含めて 11 人いるわけですけれども、そのうち 6 人、片丘、高出、吉田、洗馬、宗賀、楢川が転入するという状況でございます。交流文化部については以上でございます。

**百瀬こども教育部長** 引き続き、こども教育部になります。23、24 ページになりますので、同じく右側が今現在で、左側が来年度の体制になります。来年度の赤字を主にお話をしていきます。

私、こども教育部長がこれで役職定年になりますので、新たに、現在企画課長であります植野敦司が部長昇任としてこども教育部に参ります。学校教育課になりますが、赤字のところ、現在、瀧沢が 4 年在籍していましたが、ここへ新しく武田恵。それから、栄養士、寺西由利子が異動となり、寺西のところへ塩尻中学校から今井きみ子が参ります。児童生徒支援係の、現在課長補佐の小松義宏が財政課長として昇任して行きますので、そこに現係員でありました酒井健太がそのまま係長昇任としております。その下、指導主事になりますが、島津和浩が 3 年在籍しておりましたが、塩尻市を離れます。代わりに指導主事として塩尻西部中学校から井出宏幸が参ります。

次に、教育施設課になりますが、先ほどもありました、副主幹として胡桃慶三がおりましたが、こども教育部の兼務を解きまして転出し、新たに文化財課から今福大輔が転入してまいります。

こども未来課につきましては、こども未来応援係の課長補佐であります吉江健太郎が秘書広報課へ転出します。そこに、先ほどありました社会教育スポーツ課から清水佳美が参ります。こども家庭相談係の副主幹でありました青木正典が退職になりますので、新たに赤堀利佳、社会福祉士を持った職員が福祉支援課から転入して参ります。

保育課になりますが、先ほどもお話がありましたが、現在おります課長の塩原清彦が塩尻東支所へ転出をします。新たに、現在財政課長であります増田和久が課長として参ります。以下、赤いところが異動する職員になります。保育運営係で、新たに財政課契約係から松崎まなみが参ります。人が減ったように見えますが、会計年度任用職員が 2 人いたので、正規を 1 人にして、組織の体制強化を図る形になります。子育て支援センターのほうも、塩尻東保育園から林優希が参りまして、北部子育て支援センターには、現在ひまわり保育園長であります太田里美が北部支援センターへ入ります。

1 枚めくっていただきまして、25、26 ページになりますが、小中学校の給食事務と給食調理員になります。赤いところが異動の職員になりますので、また御覧いただければと思います。

続きまして、29、30 ページになりますが、こちらも保育園の関係になります。それぞれ御自分の地区のところもあるかと思いますので、御覧いただければと思います。

続きまして、31 ページになりますが、市の教育センター、現在令和 7 年度、小林、村上、小沢という体制でやっておりましたが、令和 8 年度につきましては、村上先生が、広

丘児童館の館長として転出します。教育センターへは、昨年まで広丘小学校校長でありました千村哲朗先生が参ります。

それから、塩尻東児童館につきましては、以前、麻績や菅野小の校長を務められていた小沢智子先生がこちらのほうに来られます。職員の転出、転入につきましては以上となります。よろしくをお願いします。

**佐倉教育長** 4月1日付人事異動になりますが、委員の皆様から見て、御質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、報告のとおりになりますが、御承知おきいただければと思います。

それでは、次に進みます。議事に進みます。

#### 4 議事

##### ○議事第1号 第4次塩尻市子ども読書活動推進計画の策定について

**佐倉教育長** 議事第1号、第4次塩尻市子ども読書活動推進計画の策定についてです。厚い資料に戻っていただきまして、54ページから93ページになります。事務局より説明をお願いします。

**矢澤市民交流センター長（図書館長）** それでは54ページ、議事第1号になりますけれども、第4次塩尻市子ども読書活動推進計画の策定についてお願いいたします。

第3次塩尻市子ども読書活動推進計画の計画期間が令和7年度末をもって終了することから、これまでの取組の成果と課題、アンケート調査の結果等を基に、第4次塩尻市子ども読書活動推進計画の策定を進めてまいりました。パブリックコメント等を経て計画案がまとまりましたので、その内容について協議をお願いするものでございます。

2番に参りまして、内容、担当課の方針につきましては、計画案につきましては、55ページ以降に93ページまで掲載していただいております。本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づくものであり、国の第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画及び県の第5次長野県子ども読書活動推進計画を基本に据え、塩尻市において、子どもの読書活動を総合的・体系的に推進するための指針として基本的な事項を定めるものとなっております。

経過につきましては記載のとおりとなりますけれども、1月29日に定例教育委員会の協議会で計画素案を御協議いただきまして、意見等もいただく中、パブリックコメントを1か月間実施しましたところ、市民からの意見は特にない状態でしたが、図書館協議会での協議を経まして、教育委員会の協議会でいただきました御意見等も反映させる中、本日を迎えていると。

会議後のスケジュールということで、4月に公表しまして、子どもの読書に関わる方たちにしっかり広く周知をしていく中で進めてまいりたいと考えてございます。

計画の中身につきましては、御意見等いただきましたものも反映させていただきまして。委員の中から、より具体的な御意見も頂戴しておりましたので、それについては、この計画の中というよりは、今後、この計画に沿って進めていく事業の中で取り入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。中身の全ての説明については省かせていただきますけれども、よろしくをお願いいたします。

**佐倉教育長** ありがとうございます。以前も見ていただいておりますが、委員の皆さんから

御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

**碓井教育長職務代理者** 計画を読ませていただいて、私の感じていることを少しお願いしたいと思えます。60 ページに第3次計画数値目標達成状況が示されていますが、市内の子どもたちの読書率は、他と比較した場合は高いほうだと思います。しかし、読書をしない子が増えているということも否定できない、そういう状況かなと思えます。

また、65 ページには、小・中・高校での取組が記されています。小中学校では、以前は毎日、朝読書の時間を設けて、短時間ですけれども読書をしていましたが、現在も朝読書はやってはいるのですけれども、以前に比べると、その時間が減っているという現状があります。したがって、そのページに、一人一台端末を活用したデジタル図書利用の促進等について、新規として記されていますが、デジとしょ信州の関係も含めて、その方面から取組を進めていくこと、紙の図書と電子の図書をうまく使いながら読書推進を行っていくのも、時代の変化に応じて大事かなと思えました。

子ども読書の関係について、私の感じている点を申し上げましたけれども、この計画を生かして、読書の楽しみを知り、心と言葉を豊かにしていく、そういう子どもたちが育っていくことを願っております。以上です。

**佐倉教育長** よろしいですか。意見をぜひ生かしていただきたいと思えます。

そのほか、読書活動推進計画について、御意見がありましたらお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、採決をいたします。議事第1号につきましては、原案のとおり決することによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**佐倉教育長** ありがとうございます。異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

## ○議事第2号 塩尻市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置計画の策定について

**佐倉教育長** 続きまして、議事第2号、塩尻市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置計画の策定についてですが、資料の94 ページから107 ページになります。事務局より説明をお願いいたします。

**上條学校教育課長** それでは、94 ページを御覧ください。本計画を策定する趣旨につきましては、教育職員が教育に専念できる環境をつくり、専門性を高め、働きがいを持つことで学校教育の質の向上につなげるため、国の方針に基づき、いわゆる学校の働き方改革の推進に関する計画案を取りまとめたものであり、協議をお願いするものでございます。

内容ですが、令和6年5月の中央教育審議会答申において、教員の働き方改革は、処遇改善、指導体制の拡充、さらなる業務改善を一体的に進める必要があるとされました。これを受け、令和7年6月の教育給与特別措置法改正により、教職調整額の段階的引上げや残業時間削減の目標が示されるとともに、市町村教育委員会に対し、令和7年度中に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が求められました。こうした動向を踏まえ、本市においても当該計画を策定するものでございます。

次のページ、95 ページを御覧ください。これまで塩尻市で行ってきた取組であります。今

後につきましては、本日の協議を経て、4月から公表することとしております。

次のページ、96ページから107ページに、取組内容・目標・計画期間等を記載してございます。なお、内容につきましては、既に協議会等で御確認いただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。

**佐倉教育長** ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

**碓井教育長職務代理者** 元教員の私としては、教員の長時間勤務の是正や健康面の観点から、このような実施計画をつくっていただくことはありがたいと思います。また、事務局には、何回も協議会の場にこの案を出していただいて、修正を加えていただいて、本日提案いただいた点について敬意を表したいと思いますし、感謝申し上げたいと思います。

102ページの3の目標についてですが、(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標のウの「働きやすさ」と「働きがい」が両立していると感じている教育職員の割合を毎年増加させるという目標については大賛成です。ただ、(1)の時間外在校等時間に関する目標のアの1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にするという目標についてですが、現実の学校の実態を考えたときには無理があると、そんな気がしております。

今までも長時間勤務の是正に向けて様々取り組んできていると思いますが、なかなか長時間勤務が是正されないのは、一つは、塩尻市の教育理念の、一人一人の育ちに丁寧に向き合う教育に、先生方が共感していただいて、実践していただいているという、そういう点もあるかなというふうに思います。また、教員として教育現場でやらなくてはならない業務がたくさんあるから、業務内容が以前より減っていないという状況があるからという、そういう理由もあるのではないかと私は思います。

現在の学校を取り巻く状況という視点で考えた場合、子どもたちが学ぶ内容や時間等を規定している学習指導要領や、公立学校の学級編制や教職員数を規定している義務標準法は、以前とあまり変わっていないと思います。そういう中で、この計画は、時間外在校時間を短くすることだけに焦点を当てているように、私には見えてしまうわけです。学校を取り巻く状況を総合的に改善しながら、この取組を進めていくということならいいのですけれども、そうでない状況の中で、この取組に主眼を置くということは、私は、教育の質の低下を招いたり、子どもたちが荒れたりすることにつながっていく気がしてなりません。このことについては何回も協議会で議論しましたが、そのような心配があって、この計画には、私は諸手を上げて賛成することはできないわけであります。

質問なのですが、今までも時間外在校等時間の縮減に向けて取り組んできているのに、なかなかその時間が減らないのはなぜなのか、協議会でも若干御説明いただきましたけれども、そんな点を御説明いただきたいと思っておりますし、自宅への持ち帰り仕事は把握しているのかどうかの点。そして、この計画を進めていって、保護者対応は大丈夫なのか。職員間のコミュニケーションは大丈夫なのか等について、事務局の御見解を伺いたいと思っております。

**上條学校教育課長** 碓井職務代理からは、協議会においても、この時間削減だけにとどまるものではないのではないかとこのお話をこれまでに何回かいただきました。確かに、この計画自体は、単に目標ありきではないと私も感じております。先ほどもお褒めの言葉をいただきましたが、やはり教員にとっての働きやすさと働きがいがあってこそ、学校現場における教員の働き方が実現するものと考えております。

一方で、現場の教員から話を聞く中では、子どもたちと向き合う時間、例えば授業づくりを含め、そのための時間を十分に確保することが難しいという声も聞いております。学校の校務をはじめ様々な業務が、どうしても教員の負担になっている実情もあります。

その解消策の一つが、先ほども話がありましたが、例えば部活の地域展開です。これにより、相当程度の時間確保ができると考えております。また、先ほど触れましたプールの民間委託についても同様です。教員の労働時間の中でも、特に負担が大きいのは夏休み中のプール管理であり、子どもたちが利用しない間も学校に出勤し、水質チェックを毎日行うなど、重い負担となっている実情があります。そういったところも削減していきたいと考えております。

また、今回は詳細な説明をしておりますが、教員の働く環境についても大きく改善する予定です。子どもたちは今年度タブレットを全て更新しますが、教員に対しても、現在、市でサーバーを保有していますが、学習用と校務用が別々のシステムとなっており、教員がパソコンを2台使い分ける必要があるなど、非効率な状況となっています。特に校務については、教室や研究室で使用できず、職員室でLANケーブルに接続しなければ利用できないため、移動手間や利用場所も限られる状態となっております。新年度については、サーバーのリース期間が終了するため、全面的にクラウド化を予定しております。これにより、サーバーを持たない運用とすることで、パソコンも1台に集約し、校務と学習の双方が場所にとらわれずどこでも利用できる環境へと改善していきます。このために市でも予算措置しているところです。

こうした状況を踏まえ、これまでの月45時間という上限については、労働基準法に基づく基準と認識しておりますが、国においては、これを下回るべきものとして標準的な時間が示されています。そのため、全国の自治体と同様に、本市においても、この基準を下回る目標の達成に向け、教員の働き方の改善計画を策定していきたいと思っております。

それが達成され、時間的なゆとりができて初めて、保護者対応や子どもと向き合う時間の確保、教員の授業づくりに繋がるものと考えております。まずは、時間を確保しない限り、そうした取り組みを進めることが難しく、教員も苦勞している状況にあると認識しております。

そういう状況から、単に計画のみをつくるのではなく、時間の確保につながるよう、財政面も含めた支援をしてまいりたいと考えております。

**碓井教育長職務代理者** ありがとうございます。子どもと向き合う、そういう時間が現場でなかなかないというお話もあったのですが、そうすると、先生たちは子どもと向き合う時間がなくて、何をやっているのかということになるのですけれど。そんなに事務仕事が多いというか、そんな状況なのでしょうか。

それから、プールなどの負担も重いということで、水泳学習の委託も実証でやっていただいておりますが、実証でやっていただいているのは1校だけで、あとは、先ほども御質問を申し上げましたけれども、どれくらい先になるのかも分からない、そんな状況もあるわけですね。という、それが本当にいつ負担軽減になってくるのか、見通しがなかなか見えないかなというふうに思います。

パソコンの効率化については、そんなふうにやっていただければアップするというようには思うのですけれども、いくつかのところがよく分からない中で、何年か先にはこれをきち

んと達成していくのだというような計画になっているように感じられます。目標ですので達成自体はわかりませんけれども、また、これができて、授業の準備や子どもと向き合うことができるというようなお話もあったのですけれども、それは並行してやっていかないと大変困ると思います。

さっき質問しましたけれども、自宅への持ち帰りの仕事量というのは把握されているのでしょうか。

**岩垂児童生徒支援係主任** 学校教育課の岩垂と申します。学校の先生から出していただいている残業の時間とかをこちらで管理しているのですけれど、そちらの時間には持ち帰りの時間も含めた時間として申請していただいております、こちらの計画書にも反映させていただいております。以上です。

**碓井教育長職務代理者** では、今の御説明だと、持ち帰りの時間というのは時間外在校等時間の「等」の中に入っているということですか。

**岩垂児童生徒支援係主任** 持ち帰りの時間は、時間外在校等時間に入っています。そちらも含めたデータになっております。

**碓井教育長職務代理者** 分かりました。私の教員時代の話も入ってしまうかもしれませんが、そんな点も入って恐縮ですが、少しお願ひしたいなというふうに思います。私は教員時代に、生徒指導の関係で、毎日というくらい家庭訪問や懇談をしたことがあります。時間的には保護者の方の仕事が終わってからですから、午後5時半とか6時過ぎから始めるということが多かったと思います。

学校で子どもたちが大勢で生活していると、問題がない日がないということはないわけです。毎日何か起きる。そういった場合、特に初期の段階で保護者の方とコミュニケーションをしっかりとっておかないと收拾がつかなくなるケースがあるわけでありまして。そうしないと、結局は関係者がみんな厳しい状況になってしまいます。

私自身も教員時代を振り返るといろいろありまして、子どもや保護者の皆様とは丁寧に対応して信頼関係を構築することが大事だということをも自分自身の数多の失敗や身近な事例等、様々な経験から学びました。

また、新卒の時代や学校種が変わったとき、私は中学校から小学校へ異動したときがあるのですけれども、そういうときには、明日の授業のために授業準備を夜遅くまで学校でやった記憶があります。そのときは、1か月の時間外在校時間が45時間をはるかに超えていたと思います。そうしないと子どもたちの前には立てなかったわけで、今もそういう感じの先生方が結構いらっしゃるのではないかと思います。いずれにしても、教育実践はある程度時間をかけて、ずくを惜しまずにやるのが大事だということになるかと思います。

そうは言っても、長時間勤務はやはり問題ですから、それを是正していくために、さっきパソコンの話もありましたけれども、効率化する部分は効率化していくことは大事だと思いますし、先生方の健康確保についても、第一にさせていただかなくてはなりません。先ほど申し上げたように、学校教育を取り巻く状況があまり変わらない中で、この計画の目標を読ませていただくと、時間だけが厳しく取り上げられている感じがしてしまって、学校が負のスパイラルに陥ってしまう、そういう懸念を私はどうしても持ってしまうわけでありまして。

したがって、この実施計画の運用に当たっては、先生方が専門職として自信を持って子どもたちの前に立てるように、また、子どもたちや保護者の皆様、学校が困らないようお願い

いしたいと思います。そして、学校の先生方は教員としての矜持を大事に日々の教育実践を頑張っていただけだと思います。以上です。

**佐倉教育長** ありがとうございます。非常に貴重な御意見を頂いたと思います。私も同じ教員をやってきた身として、全く同感であります。この場で国に対していろいろ言っても仕方ないと思うのですけれども、確井職務代理がおっしゃっていただいたことが、教員をやってきた者からすれば本当にそのとおりでないと私も感じています。

先ほど、時間がなぜ減らないのかという問いを確井職務代理に投げかけていただきましたが、やはり私も、その前に確井先職務代理が言われたように、学習指導要領で教えるとされている内容が変わらない以上は当然減る可能性もない。義務標準法で決められている職員の数が増えない限りは、減る可能性はもう全くないと思っはいます。

そういった中で、国が45時間以下、あと30時間をこの数年の間に目標とするというのは、本当は同時に国も改革を目指していかないと、恐らく実現は不可能な数字だなということは、思うところは正直なところではありますが、確井職務代理にまとめていただいたとおり、やはり先生方がまず健康第一でやることと、子どもたちにとって、また保護者の皆さんにとってもいい教育がなされるように、効率化できる部分はさらに効率化しつつも、信頼される学校というものをつくらない限りは本当の意味の働き方改革にはならないかなということを感じているところです。この計画ありきということだけではなくて、教育実践のところを大事にしていきたいということをお願いをしたいと思います。

ほかの委員さんからも、もし何か御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

**八島委員** 103 ページ(オ)です。地域ボランティアとの連絡調整ですが、学校支援コーディネーターの人材評価をしてほしいと思っています。長期にわたり、固定化した人材が地域コーディネーターを務めてしまうと、その方の属性的な意見が反映されることが多く感じられることもあるかなと思いますので、ネットワークが固定化し、独裁制、独断的な運営になるリスクも考えられるため、コーディネーターの人材は、地域を移動させていくか、任期の見直し等を要求いたします。

もう1点、104 ページの(イ)です。通知表についてですが、発行回数や記載内容を見直すとはありますが、必要な業務改善ではございますが、医療者側としては、大人の発達障がい診断等には、通知表はとても重要な資料となります。小学校や中学校のとき、どのような評価をされていたのか、通知表のコメントから読み取れるものも多いです。就労されてから生きづらさを感じていく若者の方たちがこの先増えてくる可能性もあるので、目先のみの業務改善ではなく、通知表の意外な活用もあることを知っていただけたらと思います。先生たちの主観は大事なコメントです。以上です。

**佐倉教育長** ありがとうございます。貴重な細かい部分の御指摘、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本当に貴重な、非常に大事な御指摘を委員方から頂いたと思います。そのことも踏まえて、採決をさせていただきたいと思います。議事第2号につきましては、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**佐倉教育長** ありがとうございます。異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

今日大分時間がかかっていますが、5分とか休憩取らなくても大丈夫ですか。事務局の皆さんを含めて。その後もスピードアップはしますが、一応4時5分くらいまで、それぞれトイレ休憩等行っていただいて、集まり次第にしたいと思いますが、5分程度を目安に休憩したいと思いますので、2時間半もやってしまったので、一旦休憩を取ります。

午後3時56分 休憩

午後4時04分 再開

**佐倉教育長** それでは、再開をお願いします。議事第12号までであるうち、今第2号まで終わっていますので、残り10号ということで、よろしく願いいたします。

### ○議事第3号 塩尻市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

**佐倉教育長** それでは、議事第3号、塩尻市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則についてですが、資料が108ページから109ページになります。事務局より説明をお願いします。

**上條学校教育課長** それでは、108ページを御覧ください。塩尻市奈良井にあります入居が見込めない教職員住宅について、その用途を廃止するため、別表から削除するものでございます。なお、この建物は個人所有地に所在していることから、令和9年度に撤去し、土地所有者へ返還する予定としております。説明は以上でございます。

**佐倉教育長** ありがとうございます。委員の皆さんから御質問、御意見ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、採決いたします。議事第3号につきましては、原案のとおり決することによりよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**佐倉教育長** ありがとうございます。異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

### ○議事第4号 学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

**佐倉教育長** 続きまして、議事第4号、学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令ですが、資料の110ページから111ページになります。事務局より説明をお願いします。

**上條学校教育課長** 内容になります。塩尻市立学校職員服務規程の一部が改正されたことに伴い、条文内の塩尻市立小・中学校職員服務規程を塩尻市立学校職員服務規程に改めるものでございます。説明は以上になります。

**佐倉教育長** ありがとうございます。委員の皆さんから御質問、御意見ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、採決いたします。議事第4号につきましては、原案のとおり決することによりよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**佐倉教育長** では、異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

### ○議事第5号 塩尻市立学校職員服務規程の一部改正（育児休業関係）

**佐倉教育長** 続きまして、議事第5号、塩尻市立学校職員服務規程の一部改正（育児休業関係）

についてですが、資料の 112 ページから 121 ページになります。事務局より説明をお願いします。

**上條学校教育課長** 内容になります。育児休業法の改正に伴う県の準則の改正を踏まえ、塩尻市立の小学校、中学校及び義務教育学校の学校職員の服務を見直すため、育児休業に関する規定を定める必要があり、これに伴い必要な改正を行うものでございます。資料につきましては、113 ページ以降を御覧ください。説明は以上となります。

**佐倉教育長** ありがとうございます。委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いをいたします。

**碓井教育長職務代理者** 育児休業に関わるのかどうか分からないのですけれども、113 ページの上のほうの 18 条の 2 のところです。職員と教育職員を使い分けてあるのですけれども、これはどういう理由で使い分けているのでしょうか。

**上條学校教育課長** 県の準則と同様の内容に整えておりますが、教育職員以外の職員は、一般事務職員を含むものと認識しております。

**佐倉教育長** 恐らく、いわゆる教員と言われているものは、さっきの給特法の関係があつて、その関係の教育職員と、あと今課長がおっしゃった事務職員とか栄養士とか、給特法にかかってこない関係のものに分けているということではないですか。

**浅川教育企画係長** 塩尻市市立学校服務規程の第 2 条に定義がございます。その中で、教育職員は校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭及び講師を指しております。教育職員以外の職員というのが、ただいま申し上げた校長、教頭、教諭以外の職員といったことで規定をされているという状況になっております。

**碓井教育長職務代理者** それは分かりました。18 条の 3 項ですか、休日について「やむを得ない事由により登校又は在校するときは、別に定めるところにより登校又は在校している時間を、校長に通知しておかなければならない」という、これを新しく入れるということですね。

**上條学校教育課長** そうです。ここの執務の中の 18 条の 2 が、線の部分が新たに追加された部分になります。

**碓井教育長職務代理者** どうしてここが追加されたのでしょうか。また後で分かれば教えていただければと思います。

**上條学校教育課長** 承知しました。

**碓井教育長職務代理者** 学校に来てはいけないような、そんな文言で、今までの学校現場であれば、例えば土日に、動植物の世話をしている人などが、自分の都合のつく時間に来て水やりや餌やりをするというような、そんなことがあったり、子どもたちと一緒に七夕をやるということで、休みの日に山へ竹を取りに行つて、軽トラで学校へ持ってきて、教室の中へ入れておくなんていうようなことも適宜やっていたりしたのですけれども、そういう職員を否定するような感じの文言で、何か寂しい感じがしたものですから質問させていただきました。以上です。

**佐倉教育長** ありがとうございます。そのほか、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、議事第 5 号について採決いたします。議事第 5 号につきましては、原案のとおり決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**佐倉教育長** 異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

**○議事第6号 塩尻市立学校職員服務規程の一部改正（自己啓発休業）**

**佐倉教育長** 議事第6号、塩尻市立学校職員服務規程の一部改正（自己啓発休業）についてですが、資料の122ページから124ページになります。事務局より説明をお願いします。

**上條学校教育課長** 内容につきまして、塩尻市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定による自己啓発等休業制度の導入に伴い、市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する一般職の職員の自己啓発等休業に係る手続を定めるため、必要な改正を行うものでございます。説明は以上となります。

**佐倉教育長** ありがとうございます。委員の皆さんから御質問、御意見ありましたらお願いをいたします。よろしいですか。

それでは、採決いたします。議事第6号につきましては、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**佐倉教育長** 異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

**○議事第7号 塩尻市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則**

**佐倉教育長** 議事第7号、塩尻市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてですが、資料の125ページから126ページになります。事務局より説明をお願いします。

**上條学校教育課長** 内容につきまして、国が示す部活動改革のガイドラインの改定により、「地域移行」の表記が「地域展開」に変更されたことに伴い、用語を整理するため、改正を行うものでございます。説明は以上となります。

**佐倉教育長** ありがとうございます。委員の皆さんから御意見、御質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、採決いたします。議事第7号につきましては、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**佐倉教育長** 異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

**○議事第8号 塩尻市中学校部活動地域移行等協議会設置要綱の一部改正**

**佐倉教育長** 第8号議案、塩尻市中学校部活動地域移行等協議会設置要綱の一部改正についてですが、資料の127ページから129ページになります。事務局より説明をお願いします。

**上條学校教育課長** 先ほどの第7号と同様の理由となります。国が示す部活動改革のガイドラインの改定に伴いまして、「移行」の表記が「展開」に変更されたことに伴い、改正を行うものでございます。説明は以上となります。

**佐倉教育長** ありがとうございます。委員の皆さんから御質問、御意見ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、採決いたします。議事第8号につきましては、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**佐倉教育長** 異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

### ○議事第 9 号 塩尻市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

**佐倉教育長** 続きまして、議事第 9 号、塩尻市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則についてですが、先ほどの当日配布資料をよろしくお願ひします。当日配布資料の 32 ページから 33 ページになります。事務局より説明をお願いします。

**上條学校教育課長** それでは、32 ページを御覧ください。これまでの規則では給食費の物価高騰分を含めず、保護者負担分のみで運用してございました。資料の 33 ページをご覧ください。改正前は給食費、児童は 300 円、生徒は 350 円ですが、今回の見直しは主に、生活保護受給世帯への対応に伴うものであります。塩尻市では小学校の給食費無償化を実施しますが、生活保護世帯には引き続き保護費として給食費相当分が国から支給されるため、支給済みの給食費分を市が改めて徴収する必要が生じます。よって今回、物価高騰分を反映した実態に即した金額へ給食費を改定するものであります。なお、中学校の給食費については、小学校と同様に物価高騰分を含めた金額に改定いたしますが、令和 8 年度分については、物価高騰分を公費で負担することとしております。説明は以上となります。

**佐倉教育長** 委員の皆さんから御質問、御意見ありましたらお願いします。よろしいですか。それでは、採決いたします。議事第 9 号につきましては、原案のとおり決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**佐倉教育長** 異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

### ○議事第 10 号 塩尻市学校給食費相当額給付金交付要綱

**佐倉教育長** 議事第 10 号、塩尻市学校給食費相当額給付金交付要綱についてですが、こちらでも当日配布資料の 34 ページから 37 ページになります。事務局より説明をお願いします。

**上條学校教育課長** 今回の要綱の策定について、説明をさせていただきます。先ほども百瀬部長から、今回の本会議でも小口議員から質問があった説明をさせていただきました。この制度は、食物アレルギーなどの健康上の理由で医師の診断書により給食を食べられない場合でも児童が登校するため、家庭側で学校に代わり代替食を準備する必要があり、実質的な負担が生じております。これに対し、児童の保護者に経済的支援を行うことを目的として制定するものであります。なお、給付額につきましては、国が市町村に交付する給食費負担軽減交付金の年額 5 万 7,200 円を上限とするものとしております。説明は以上となります。

**佐倉教育長** ありがとうございます。委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら願ひいたします。よろしいですか。

それでは、採決いたします。議事第 10 号につきましては、原案のとおり決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**佐倉教育長** 異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

それでは、次に進みます。

### ○議事第 12 号 塩尻市体育施設管理規則の一部を改正する規則

**佐倉教育長** 本来であれば、次の学校職員の指導上の措置を議題にするところではありますが、非公開になるため、先に本日お配りした当日配布資料の資料N o. 19、議事第 12 号、塩尻市体育施設管理規則の一部を改正する規則を議題といたします。当日配布資料の 38 ページから 43 ページになります。事務局より説明をお願いします。

**上村交流文化部次長（社会教育スポーツ課長）** それでは 38 ページ、塩尻市体育施設管理規則の一部を改正する規則でございます。

改正の理由につきましては、先ほど報告第 4 号、市議会 3 月定例会の報告において塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例の理由として、榑川体育館を廃止するという説明を申し上げましたが、その改正に伴い、必要な改正をするものでございます。

概要については、榑川体育館に係る規定を削るもので、施行日が令和 8 年 4 月 1 日からで、財政措置は特にごさいません。私からは以上です。

**佐倉教育長** ありがとうございます。委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、採決いたします。議事第 12 号につきましては、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**佐倉教育長** 異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

#### ○議事第 11 号 学校職員の指導上の措置<非公開>

**佐倉教育長** それでは、議事第 11 号に戻ります。議事第 11 号は個人情報を含むため、またその他第 1 号は告示前の資料を扱うため、非公開といたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

<非公開部分削除>

## 5 その他

#### ○その他第 1 号 教育委員会関係塩尻市例規改正（案）について<期間限定非公開>

**佐倉教育長** それでは、その他第 1 号、教育委員会事務局に係る例規の改正（案）についてですが、資料戻りまして、厚いほうの資料です。130 ページから 137 ページになります。事務局から説明をお願いします。

**竹中子ども教育部次長（子ども未来課長）** それでは、お願いいたします。この資料N o. 18 につきましては、先ほどまでの教育委員会が定める例規と違いまして、市長が定める例規になりますので、概要のみの記載となっていることを御了承ください。

まず 1 番、塩尻市ひとり親家庭児童等入学祝金支給要綱の廃止でございますが、改正理由でございますが、ひとり親家庭の子どもが小学校、中学校に入学する際に 1 万円ずつ、平成 4 年にこの要綱を定めまして支給してまいりました。しかし、ひとり親支援制度が充実してきたこと、また、就学援助費でも新入学の費用が数万円単位で出ていることということで、対象が重複しておりますので、ここでスクラップする目的で要綱を廃止いたしまして、その分を次のページの 3 番になりますが、ひとり親家庭等高等学校等就学支援金、こちらを増強するという形で、振り替えていきたいと考えております。今年度での廃止でございます。

2 番、塩尻市子育て支援ショートステイ事業実施要綱の一部改正であります。改正の理由

でございますが、まずショートステイというのは、一時的に子どもの養育が困難となった家庭を対象としておりまして、松本市にあります児童園ですとか乳児院、こちらのほうで子どもを一時的に養育するという事業を行っております。ここに新たに養育里親、これは一般家庭の里親ですけれども、こちらの居宅においても実施することができるように改正をするものであります。

続きまして次のページですが、3番、塩尻市ひとり親家庭等高等学校等就学支援金支給要綱の一部改正であります。改正理由であります。先ほども申し上げましたが、支給対象を拡大することによって、今まで受けられなかったひとり親を、高等学校の通学定期代とか教材費、こちらのほうの補助金を受けられるようにするということでもあります。具体的には、今までは児童扶養手当の全部支給、所得が低い階層の方しかこの支援金を受けられませんでしたが、児童扶養手当を受けている方全員を対象としますし、また、受給していなくても、これと同等程度の所得水準であれば受給できるような形で改正をいたします。令和8年の4月1日から施行するものであります。

4番です。塩尻市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱の一部改正であります。こちらの改正の理由であります。いわゆるこども食堂、無料塾、こちらは居場所づくりをしている民間の方に対して補助金を交付しておりますけれども、今まで近隣市に比べて補助額が低かったという御指摘をいろいろなところからいただいております。それに対応して、1回の開催当たりの補助限度額を増強いたしまして、本年度の予算額にプラス215万円とすることで先日の議会でも可決をいただいたところでございます。4月1日から施行するものであります。

次のページになります。5番、塩尻市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正であります。こちらの改正の理由であります。養育が困難な家ですとかヤングケアラーのいる家庭ですとか、そうした家庭に支援員を派遣しまして、家事や食事、子どもの養育などをお手伝い支援する福祉的なサービスでありますけれども、今まで利用者の家庭の所得に応じて負担額を頂いておりましたが、その負担額がある故に利用を躊躇される方もいまして、この二、三年、実績が非常に少ないということでありました。こちらについては、子ども・子育て支援会議においても委員から御指摘をいただき、もっと利用しやすくなる工夫をとということでもあります。この際、利用料を無料とすることで利用を促進してまいりたいと考えております。こちらも4月1日から施行するものであります。私からは以上です。

**上條学校教育課長** 続きましてその下、6番、塩尻市私立高等学校運営費等補助金交付要綱の一部改正につきまして、改正の理由ですが、私立高等学校への補助金を見直すことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、市内在住の生徒が通学する私立高等学校などに対し運営費補助等を補助しておりますが、物価高騰が続いている状況を踏まえ、運営費の生徒割3,900円を200円引き上げ、1人当たり4,100円として助成するものでございます。

続きまして次のページ、7番、塩尻市地域クラブ活動の認定に関する要綱につきまして、初めに、記載内容の一部修正がございます。(1)改正の理由、(2)改正の概要となっておりますが、今回新たに制定する要綱であることから、改正ではなくて制定に修正していただきたいと思っております。制定の理由、制定の概要となります。

それでは、制定の理由になりますが、部活動の地域展開に伴い、国の部活動改革及び地域

クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに基づき、中学校の学校部活動を継承発展させ、地域クラブ活動の適正な実施を図るため、市が地域クラブ活動を認定する制度を新たに設け、その認定に関する手続等を規定するものでございます。

続きましてその下、8、塩尻市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱につきましても、先ほど7と同様、(1)(2)のそれぞれ改正となっております。こちらのほう、制定に修正をお願いいたします。

制定の理由ですが、部活動の地域展開に伴い、子どもたちが将来にわたり継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、塩尻市地域クラブ活動の認定に関する要綱に基づき、市の認定を受けた地域クラブ活動に対する補助金の交付について、対象団体、対象経費及び補助額等を定めるものでございます。

続きまして次のページ、9番、塩尻市認定地域クラブ活動参加支援補助金交付要綱につきまして、制定の理由になりますが、部活動の地域展開に伴い、子どもたちが将来にわたり継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、地域クラブ活動へ参加する中学生のうち、経済的支援が必要な世帯に対して補助金を交付することについて、対象者、対象経費及び補助率等を定める要綱を新たに制定するものでございます。説明は以上となります。

**塩原保育課長** それ以降ですけれども、保育課関係になります。改正の理由は、同様のものにつきましては説明をまとめさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず134ページの10番、塩尻市認可外保育事業補助金交付要綱の一部改正と135ページの11番、塩尻市民間保育所等運営費等補助金交付要綱の一部改正、また、改正の理由の表記が違っておりますけれども、136ページの14番、塩尻市にぎやか家庭保育料等補助金交付要綱の一部改正、137ページの15番、塩尻市副食費の徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正は、県の要綱の一部が改正されたことなどに伴いまして補助額単価等を改めるものなどで、令和7年度の補助金から適用するものでございます。

135ページ12番になりますが、塩尻市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則ですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行することに伴いまして、こども誰でも通園制度に係る給付認定等の手続、具体的には申請書類等の様式について、規定をするもので、令和8年4月1日から施行するものでございます。

13番、塩尻市ファミリーサポート事業実施要綱の一部改正ですが、育児の援助を行いたい提供会員の負担を軽減するため、援助活動日時、具体的には今の規定が月曜日から土曜日の平日の区分と日曜日祝日という区分に分かれておまして、年末年始ですけれども、利用をしたいという方もいまして、提供会員の方に、活動していただいているのですけれども、年末年始ということで負担も大きい部分がございますので、その部分を、日曜日祝日と同じ規定を加えたものとなっております。また、併せまして自家用車利用時の交通費の料金単価を改めるもので、こちらにつきましては1キロメートル現在30円でございますが、37円に増額をするものでございまして、令和8年4月1日から施行するものでございます。私からは以上です。

**佐倉教育長** ありがとうございます。委員の皆さんから御質問、御意見ありましたらお願いいたします。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、説明のとおり御承知おきください。非公開のほうを解きます。

それでは、本日予定されていましたが、そのほか委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、事務局から何かありましたらお願いします。よろしいですか。ありがとうございました。

それではここで、上條交流文化部長、百瀬こども教育部長におかれましては、本日の定例教育委員会が最後の出席となります。一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

**上條交流文化部長** 退職に当たっての挨拶の機会をいただきまして、ありがとうございます。長時間の会議の後でございますので、一言挨拶をします。

私は、34年間公務員として勤めてまいりました。1992年に檜川村役場の職員として奉職いたしまして、村役場の職員として13年、2005年に合併によりまして塩尻市役所の職員となりまして21年、合わせて34年でございます。この間、長い部署ですと檜川村誌編さん室に11年、また、塩尻市立図書館に8年など、合わせまして34年のうち27年間、教育委員会事務局及び教育施設で仕事をしたということでございまして、教育行政に携わった期間がとてもしっかりと振り返っております。

この間、市になりましてからは、藤村徹教育長、御子柴英文教育長、山田富康教育長、そして赤羽高志教育長、佐倉俊教育長、教育長の皆さんに加えまして旧教育委員会制度でございましたので、百瀬哲夫教育委員長、小澤嘉和教育委員長、そして歴代の教育委員の皆様方に御指導、御助力をいただきながら仕事をまいりました。

自ら学び続けることを大切にして仕事に励んでまいりました。この会議でもいろいろ話題になりますけれども、現代社会がとて急激な変化を遂げておりますし、多様な課題が日々生まれてきております。そんな中で地域の未来を支えていく上で、教育行政が果たす役割というのは最も重要なものではないかという思いに今至っているところでございます。

そんな中でございますので、塩尻市教育委員会の今後ますますの御発展、そして教育委員の皆様方、また、教育長はじめ教育委員会事務局の職員の皆様方が御健勝で御活躍されることを心より祈念しております。

残すところあと少しというところでございますけれども、長い間お世話になったことに対しましてお礼を申し上げまして、整いませんけれども、私の退職の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

**佐倉教育長** 続いて百瀬部長、お願いします。

**百瀬こども教育部長** 私のほうからも、本当に今までで一番長い教育委員会かと思っておりますけれども、貴重な時間をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

私は、昭和59年に役所へ高卒で入りまして、42年間勤めさせていただきました。最初に昭和59年に入ったときも学校教育課に配属になりまして、教育委員会に始まって教育委員会に終わるような形になっています。

入庁したときも、最初に私が来たときは、教育相談員の先生という方がフクヤマヒロカズ先生とカヤシマコウヘイ先生という方がいらっしゃって、教育委員会で最初に教わったのは、お酒の飲み方を教わりました。それから役所へ入って、消防へ入って、お酒が飲めるような形になって教育委員会を務めさせていただきました。42年間いたうちの教育委員会には9年間お世話になりました。学校教育課だけではなくて保育課、それからスポーツ課も含めて9

年間大変お世話になりました。

当時もやはり現場を大切にしていたので、学校へも何度も行って、教頭先生とか、関わる先生たちは教頭、校長が主でしたけれども、何回も行かせていただいて、そのときに思ったのは、今思えば学校の先生たちは本当に忙しくなったなというのと、あと、子どもたちはそんなに変わっていないかなという、本当に元気な子どもたちがいつも行けばいて、知らない私にも声をかけていただいて、通れば「おじさん、こんにちは」なんて、今でも学校へ行くとき声をかけていただけます。そんな教育委員会というのは本当に思い出深い職場になって、非常にありがたかったなと思っております。

まだまだこれから職員も優秀な職員が控えていますので、教育委員会、全然心配しておりませんので、教育委員の皆さん、本当に安心していただいて務めていただけるように、また職員としてもバックアップしますし、私は引き続き、役職は定年になりますが、残らせていただいて、こども教育と文化交流のほうで部活動の地域移行とか国民スポーツのほうを見てくれというふうに言われていますので、そういったところで関わらせていただきたいと思っております。本当に大変長らくお世話になりました。どうもありがとうございました。

(拍手)

**佐倉教育長** ありがとうございました。上條交流文化部長、百瀬こども教育部長におかれましては、本当にこれまでの御尽力に感謝申し上げますとともに、今後のますますの御健勝と御活躍を祈念しております。本当にありがとうございました。

## 6 閉会

**佐倉教育長** それでは、以上をもちまして3月定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。本当に長時間ありがとうございました。

○ 午後4時47分に閉会する。

以上

令和8年4月23日

署 名

教 育 長

---

同職務代理者

---

委 員

---

委 員

---

委 員

---

記 録 職 員 学 校 教 育 課  
教 育 企 画 係 長

---